

# こども けいかく



令和7（2025）年度～令和11（2029）年度

和気町  
令和7年3月



## はじめに

このたび、「和気町こども計画」を策定する運びとなりましたことを、町民の皆さまにご報告申し上げます。

和気町は、豊かな自然と歴史に彩られ、地域のつながりを大切にする、あたたかい町です。この素晴らしい環境の中で、こどもや若者たちは地域の宝として生まれ、未来へ羽ばたいていきます。しかしながら、今日において、全国的に、急速な少子化による家族形態の変化や、こどもや若者たちを取り巻く環境の多様化といった課題が顕在化しています。



こうした社会情勢の変化を背景に、和気町では、保育・教育の環境の整備をはじめ、妊娠期から切れ目のない継続的な支援等、こどもや若者たち、また子育て家庭に対してこれまで以上にきめ細やかで充実した支援を行うため、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする本計画を策定いたしました。

和気町が目指すのは、誰もが心地よく過ごすことのできる陽だまりのようなまちです。社会情勢や、暮らし方、働き方の変化に合わせて、求められるまちの在り方も変化するなか、本計画では、こどもや若者たちが安心・安全に、健やかに成長するための具体的な支援施策を盛り込むとともに、子育て家庭が孤立せず、地域全体で支え合う仕組みづくりを進めていきます。

また、こどもや若者たちを権利の主体として尊重し、意見を聞く場を設けるとともに、彼らが和気町を誇れるようなまちづくりにも取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力をいただいた児童保護者の方々をはじめ、貴重なご意見を賜りました「和気町子ども・子育て会議」の委員のほか、関係機関、町民の皆さまに心から感謝申し上げますとともに、本計画を進める上で引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

2025年3月

和気町長 太田啓補



# 目 次

## 第1章 和気町こども計画について

- 1 計画策定の趣旨・背景（こどもまんなか社会と和気町こども計画） ..... 3
- 2 基本理念..... 5
- 3 計画の性格と位置づけ..... 6
- 4 計画の概要..... 7

## 第2章 和気町の現状

- 1 人口動態..... 11
- 2 家族や地域の状況..... 12
- 3 保育環境・教育環境の現状..... 15

## 第3章 こども・子育てをとりまく環境

- 1 こども・若者の意識調査の概要..... 19
- 2 こどもの意見聴取のためのアンケート調査結果..... 21
- 3 和気町こども意見聴取会の取組について..... 29
- 4 保護者アンケート調査の概要..... 33
- 5 アンケート結果からみる子育ての状況..... 34
- 6 第2期和気町 子ども・子育て支援事業計画の振り返り..... 42

## 第4章 こどもまんなか社会実現のための体系と施策の展開

- 1 第3期の基本目標と施策体系..... 47
- 基本目標1 こどもや子育て家庭への包括的な支援の体制整備と充実..... 48
- 基本目標2 子育て家庭の安心・安全な暮らしの確保と対策の充実..... 53
- 基本目標3 地域におけるこどもの成長を促す場づくりと子育て支援への地域参加の推進..... 62
- 基本目標4 次世代を見据えた教育環境の充実..... 65
- 基本目標5 きめ細やかな地域福祉の充実..... 71

## 第5章 事業の量の見込みと確保方策

- 1 保育・教育に関する施策・事業..... 77
- 2 幼児期における教育・保育..... 77
- 3 教育・保育の一体的提供と推進の考え方..... 79
- 4 地域子育て支援事業..... 80

## 資料編

- 1 和気町子ども・子育て会議条例..... 93
- 2 和気町子ども・子育て会議委員名簿..... 95



第1章

和気町

こども計画について





## 1 計画策定の趣旨・背景（こどもまんなか社会と和気町こども計画）

---

わが国では、急速な少子化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など将来的に社会・経済への影響を与える懸念のある課題が深刻になっています。国の合計特殊出生率（ひとりの女性が一生の間に産むこどもの数）をみると、令和5年は昭和22年に統計を取り始めて以降最も低い1.20となり、出生数も72万7,277人と過去最少になりました。その要因として、未婚や共働き世帯の増加、また仕事と子育てとの両立に対する負担感や子育てに関する不安感、経済的負担の増加などが指摘されています。国は、こうした社会情勢の変化を受けて、こども基本法を公布・施行し、本法に掲げられたこども施策の立案・実施を担う行政機関としてこども家庭庁が発足され、令和5年には「こども大綱」と「こども未来戦略」が策定されました。

「こども大綱」では、すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すことが掲げられています。

また、「こども未来戦略」では、若者・子育て世代の所得を増やすこと、社会全体の構造や意識を変えること、すべてのこどもと子育て家庭をライフステージに応じて切れ目なく支援していくことの3つの柱を戦略の基本理念として掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指しています。

和気町でも、平成17年3月に次世代育成対策推進法に基づく、「(旧)和気町次世代育成支援行動計画」(前期計画)、「(旧)佐伯町次世代育成支援行動計画」(前期計画)を、また平成22年には和気町として後期計画を策定しました。平成27年3月には「子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月には「第2期和気町子ども・子育て支援事業計画」(以下、「第2期計画」という。)を策定し、「みんなで育む思いやりの心 笑顔あふれる安心なまち 和気」を基本理念とし、「人と地域が輝く晴れの国の和気あいいいのまち」を目指して、子育てに関する施策を総合的に推進してきました。

この計画が令和6年度に計画期間の最終年度を迎えることにより、社会環境の変化や和気町のこどもや子育てを取り巻く現状、第2期計画の進捗状況等を踏まえ、このたび「和気町こども計画」(以下、「本計画」という。)を策定しました。

この新たな計画では、従来の支援策をさらに拡充し、こどもたちと子育て家庭が抱える課題に対して、包括的で切れ目のない支援を提供します。特に、こどもや家庭が直面する困難に対しては、より一層の支援強化を図るとともに、こども自身の意見を聞いて、現状と照らし合わせながら、町としてどのように取り組むか検討します。また、こどもたちが安心して過ごせる空間や遊びの場を充実させ、地域の大人たちとの交流を通じて、こどもたちの可能性を引き出す環境を整えていきます。

また、子育て家庭が抱える経済的負担や育児の孤立感など様々な課題に対応するため、子育て支援に特化した窓口を設けるほか、町全体でこどもたちと家庭を支えるため、福祉・教育・健康増進などの分野が連携し、家庭の状況に応じたサポートを行います。特に困難な状況にある親子が適切な支援を受けられるよう、包括的な支援体制を強化します。

和気町の未来を担うこどもたちが夢と希望を持ち、安心して自分らしく成長できる環境づくりを、町全体の取組として進めます。これまでの経験を生かしつつ、より充実した支援体制を構築し、誰もが孤立せずに豊かな生活を送れる社会の実現を目指します。未来に誇れる和気町を築いていくために、全力で取り組んでまいります。



# みんなで育む思いやりの心 笑顔あふれる安心なまち 和気

～こどもまんなかのまちの実現に向けて～

和気町では、「人と地域が輝く 晴れの国の 和気あいあいのまち」を第2次和気町総合計画の町の将来像と定め、その中で、地域の中で人が支え合う協働のまちづくりを推進しています。

和気町のこどもたちには、人と人との関わりを通じて、自分を大切に思う気持ちと相手を大切に思う気持ちの両方を大切にするとともに、和気町で育ったことに誇りを感じ、ふるさとを大切に思う気持ちを心に抱き、進んでいってほしいと考えます。

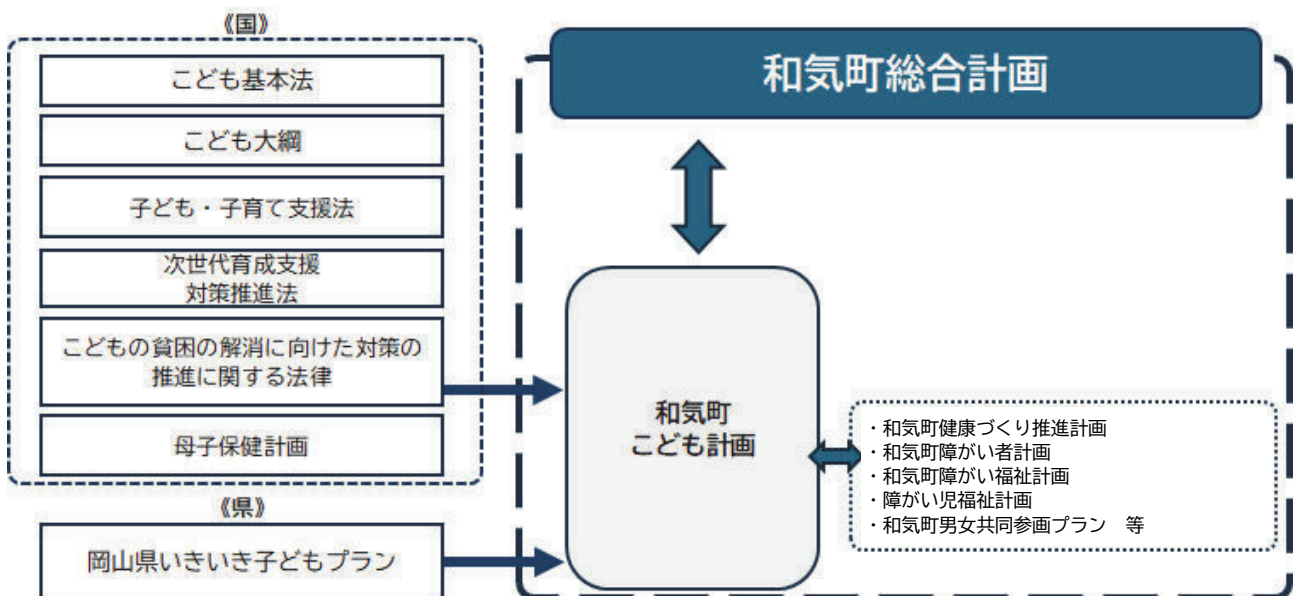
こうした気持ちを育む上で、保護者からの愛情や、褒められたり、叱られたりといった感情を育む関わり、そして地域のなかで日頃から声をかけられ、見守られ、地域とつながっていると感じられることが重要です。

就労の多様化や家族形態など社会状況が変化する中であっても、保護者が子育てにゆとりや楽しさを感じられるよう支援を充実していくとともに、保護者、そして地域の一人ひとりの大人がこどもと向き合い、こどもの声をしっかりと聞いてあげられるまちづくりを目指すことを本計画の基本理念としています。

### 3 計画の性格と位置づけ

こども基本法第 10 条（都道府県こども計画等）において、市町村はこども大綱・都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を作成することに努めることとされています。市町村こども計画は、既存の各法令に基づく以下の市町村計画と一体のものとして作成することができるかとされています。

以上を踏まえて本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」（策定義務）であり、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「次世代育成支援行動計画」（任意計画）、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条に基づく「こどもの貧困対策計画」（任意計画）、平成 26 年 6 月 17 日雇児発 0617 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知に基づく「母子保健計画」と一体的に策定します。また、和気町の最上位計画である「和気町総合計画」をはじめ、関連計画との整合性を図り、効果的かつ効率的な施策の推進及び進行管理に努めます。



## 4 計画の概要

### (1) 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とし、各年度において実施状況の点検・評価を行うほか、計画最終年度である令和11年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
計画策定	和気町子ども計画 (第3期 和気町 子ども・子育て支援事業計画含む)									
					見直し	次期計画 (令和12年度～)				

### (2) 和気町子ども計画策定の考え方

市町村子ども計画では、国の子ども大綱と都道府県子ども計画を勘案し、次のポイントを踏まえて定めるよう努めるものとされています。

- 子ども大綱を勘案し、地域の実情に応じて策定する
- 子ども・若者、子育て当事者等の意見を聴き、計画に反映する
- 各法令等に基づく子どもに関する計画等を一体的に作成することにより、子ども施策に全体として横断的であること
- 住民にとってわかりやすいものとなること

和気町でも、こうしたポイントをおさえながら、子ども計画を策定します。また、関連計画との整合性を図りながら、特に第3期子ども・子育て支援事業計画と複合的に策定します。

### (3) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第72条第1項の規定に基づき設置している和気町子ども・子育て会議で計画関連事項について審議を行いました。

また、子ども・子育て支援に関するニーズ調査を、就学前児童の保護者及び小学生の保護者を対象にそれぞれ実施し、その結果を事業量算出の基礎とするなど、計画策定に反映しました。

こども・若者などから意見聴取を行う機会を設けるなど、当事者の意見を計画策定に反映するとともに、本計画に対する意見を広く募集するため、パブリックコメントを実施しました。

#### ■本計画の策定体制

##### ① 和気町子ども・子育て会議

本計画の策定にあたり、こどもの保護者や子育て支援に関する関係機関・団体の代表者、学識経験者などからなる「和気町子ども・子育て会議」を設置し、こども施策に関する課題や今後の方向性を協議しました。

##### ② 子ども・子育てに関するアンケート調査

就学前・小学生の保護者の方を対象に、子育て状況、教育・保育ニーズ、子育て支援サービスの利用状況と今後見込まれるニーズを把握するため、アンケート調査を実施しました。

##### ③ こども・若者の意識調査

小学生から高校生、また18歳から39歳の若者を対象に、居場所・就学・就労状況、結婚の希望、必要な支援と今後見込まれるニーズを把握するため、アンケート調査を実施しました。

##### ④ パブリックコメント

住民の方々の意見を本計画に広く反映させるため、本計画を策定する過程で計画案をホームページなどで公開し、パブリックコメントを実施し、意見の収集を行いました。

策定された本計画を着実に推進していくためには、事前評価(Plan)、事業進捗促進(Do)だけでなく、設定した目標の達成状況などについて、事後評価(Check)し、フィードバックアクション(Action)を行っていくことが重要です。

毎年度、計画の進捗状況を把握するとともに、「和気町子ども・子育て会議」に実施状況の点検及び評価を報告します。

また、より町民ニーズに合致した施策展開が図られるよう、実際の事業利用実態などを踏まえ、必要に応じて目標事業量の見直しなどを行います。



# 第2章

## 和気町の現状

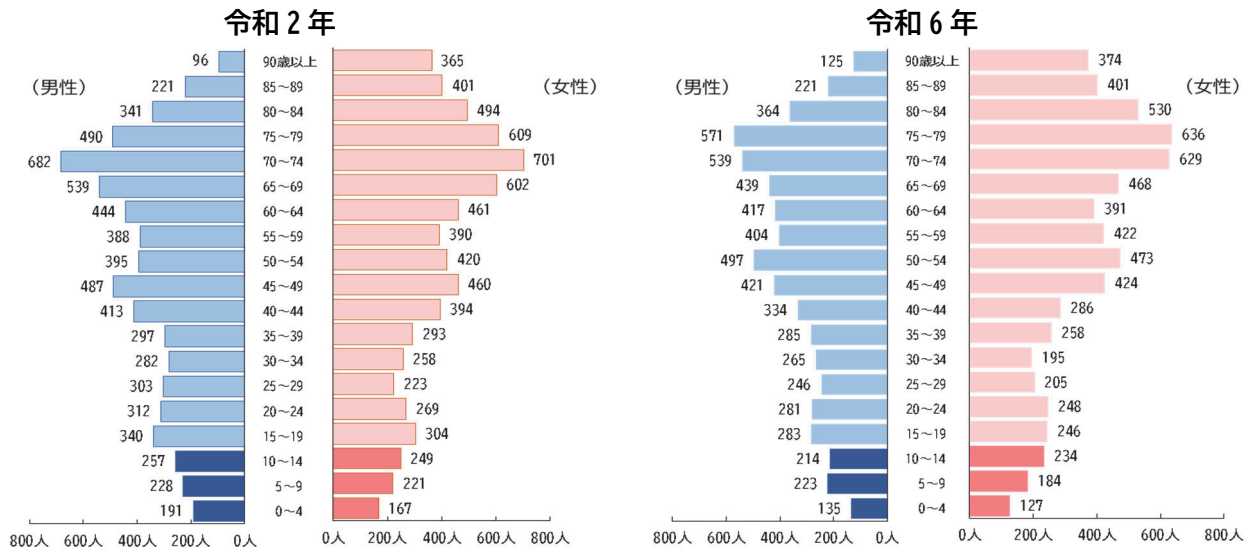




# 1 人口動態

## (1) 人口ピラミッド

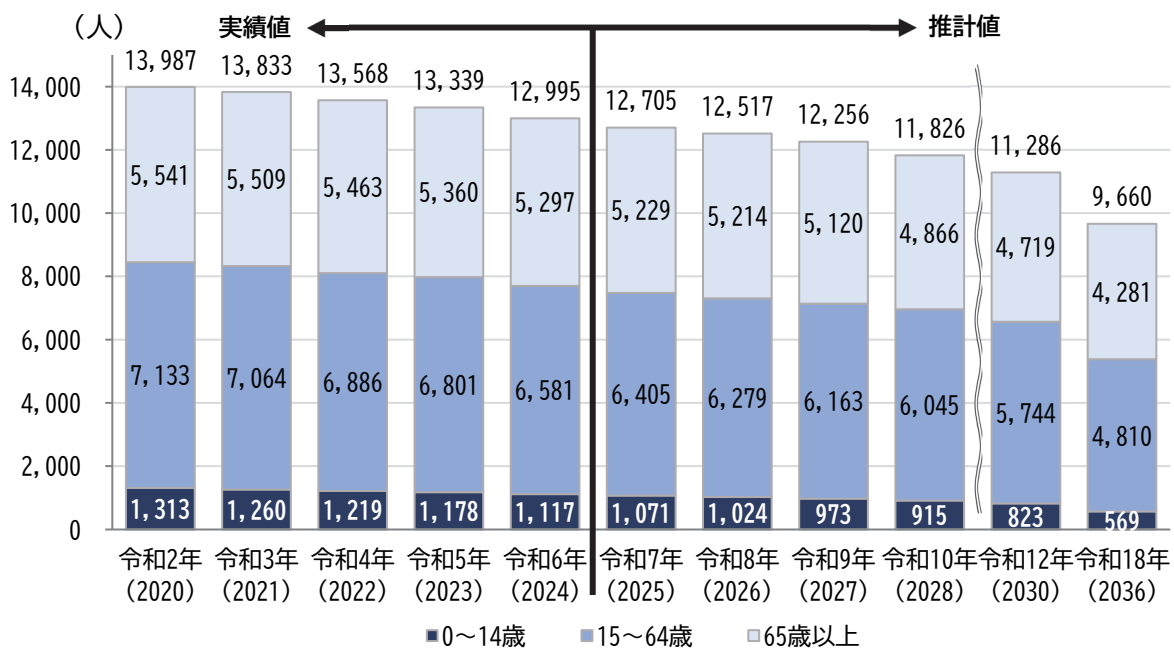
- ✓ 令和2年と令和6年の住民基本台帳から人口実績値をグラフ化したものです。
- ✓ 形態は、女性高齢者が多いツボ型で、0～4歳児は減少幅が大きいです。



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## (2) 総人口推移

- ✓ 和気町の総人口は、減少傾向にあります。
- ✓ 0～14歳も減少傾向にあり、なおかつ全体に占める割合も徐々に低下しています。

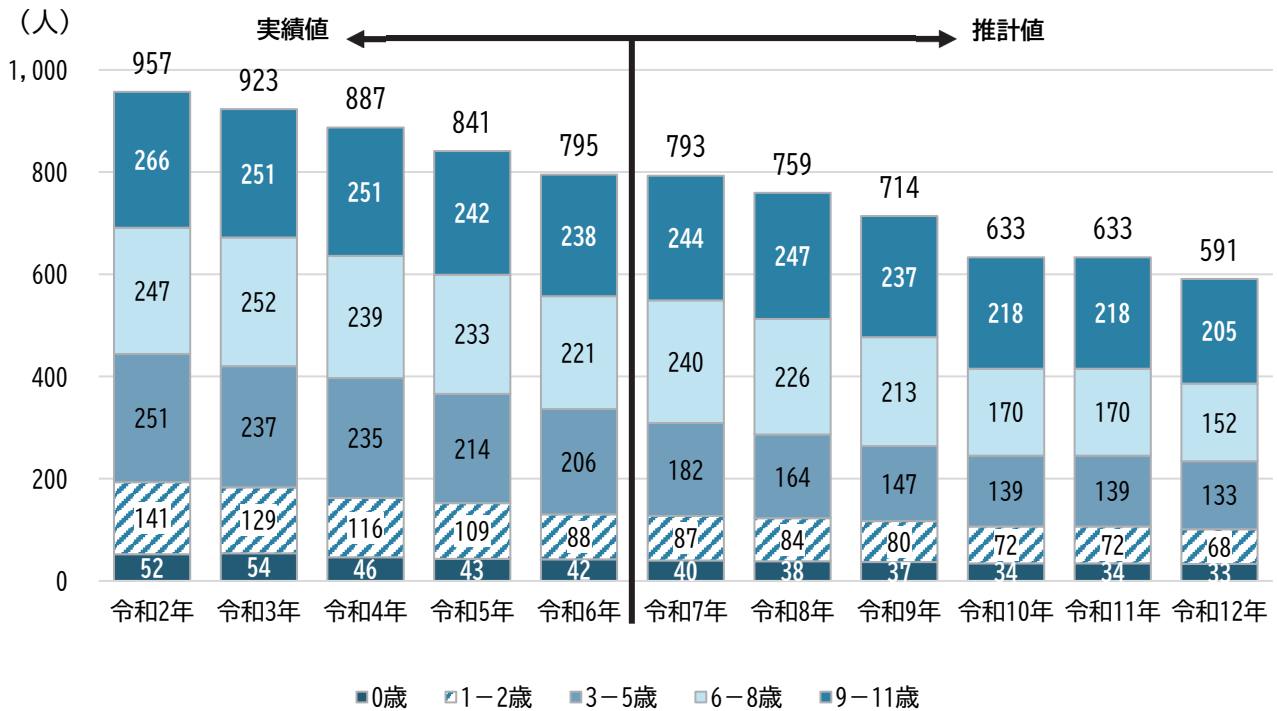


出典：令和6年までは住民基本台帳数値。令和7年以降、コーホート変化率法に基づく推計値

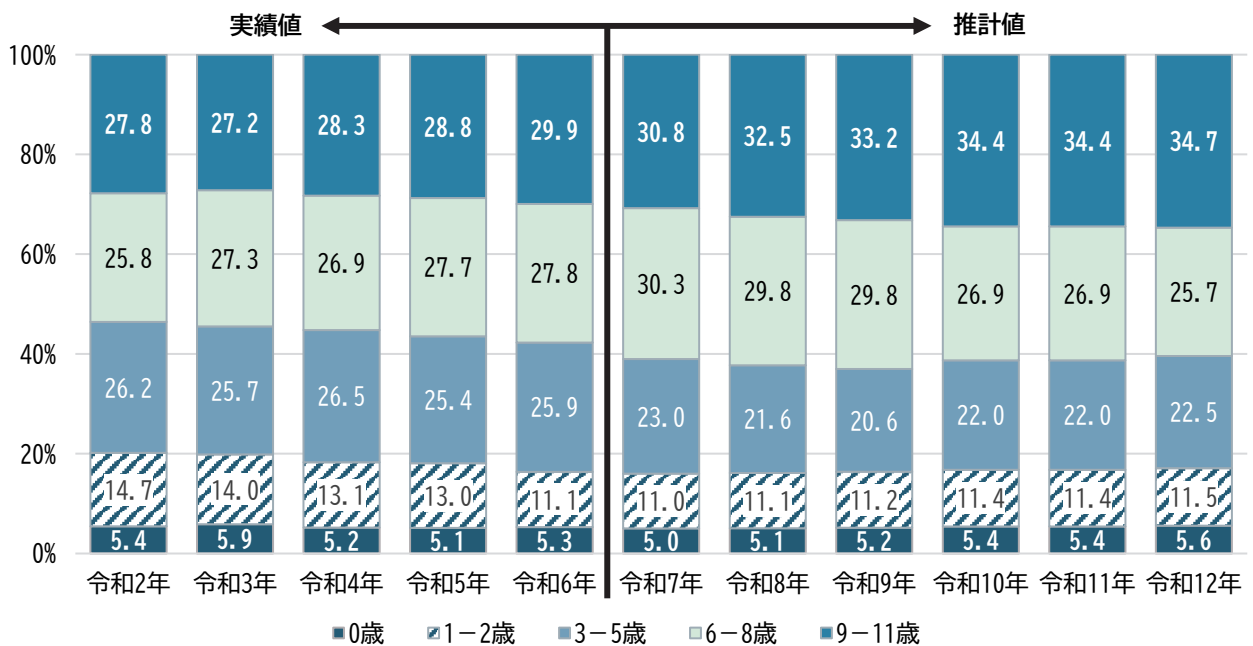
## 2 家族や地域の状況

### (1) こどもの人口推移

✓ こどもの人口は減少傾向にあり、今後も減少が続く推計となっています。



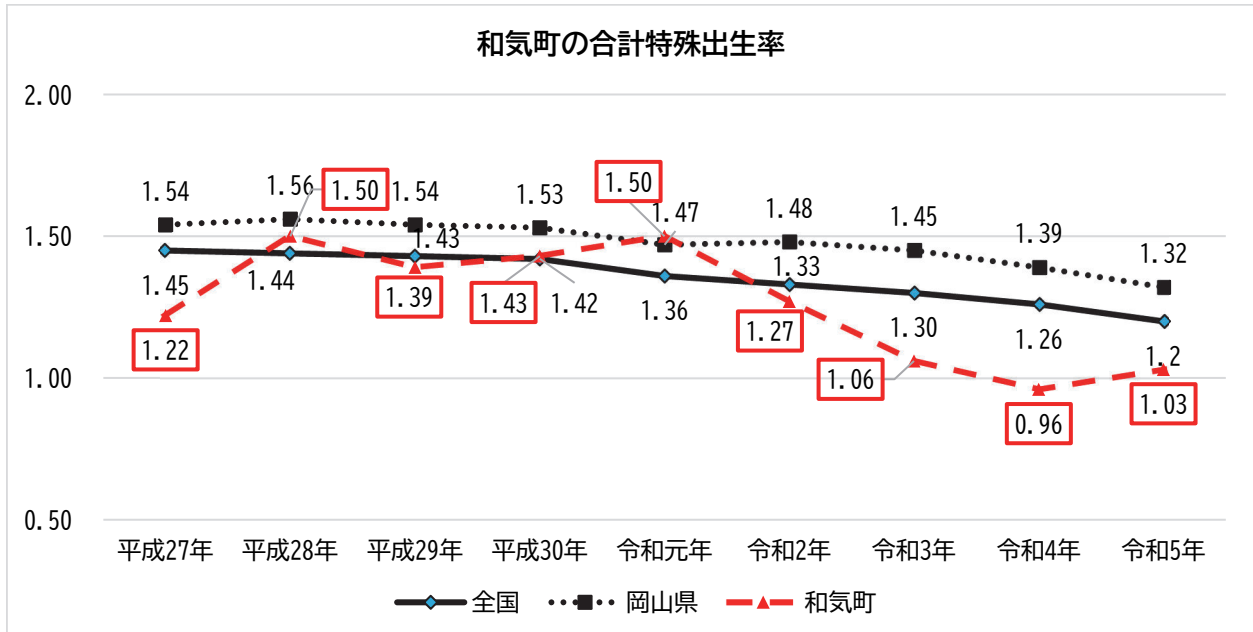
出典：令和6年までは住民基本台帳数値。令和7年以降、コーホート変化率法に基づく推計値



出典：令和6年までは住民基本台帳数値。令和7年以降、コーホート変化率法に基づく推計値

## (2) 合計特殊出生率

- ✓ 和気町の合計特殊出生率は、平成28年から令和元年まで国や県に近い水準で推移していましたが、令和2年以降は減少傾向にあります。特に令和2年にはマイナス0.23ポイントと大きく低下し、令和5年から回復傾向が見られるものの、依然として以前の水準には戻っていません。

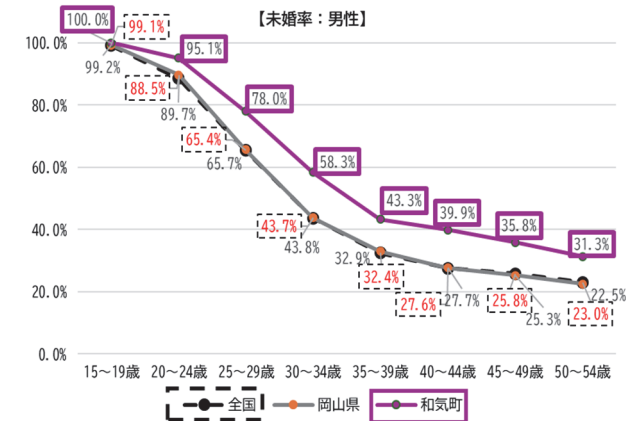


出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」  
 注記：令和2年までは「国勢調査」のデータに基づく実績値。

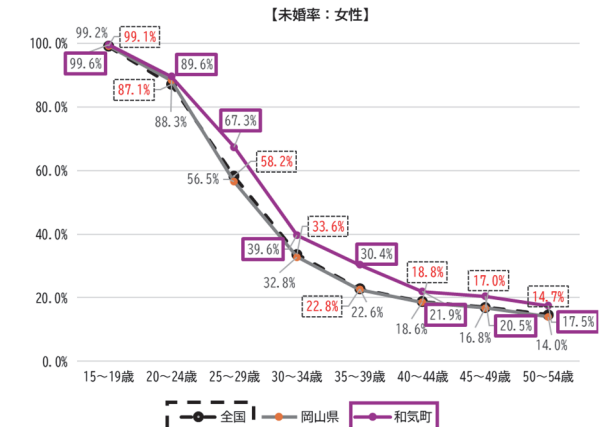
## (3) 男女別年齢別の未婚状況（令和2年）

- ✓ 未婚率を年齢別で国や県と比較すると、男性・女性とも、どの年代でも上回っています。

### ■男性未婚率



### ■女性未婚率



出典：国勢調査（令和2年）

#### (4) 男女の就業率状況

- ✓ 和気町では女性の就業率は「30～34歳」でやや落ち込みが見られます。
- ✓ 国や県と比較して、男性・女性とも、どの年代でも概ね上回っています。



出典：国勢調査（令和2年）

### 3 保育環境・教育環境の現状

#### (1) 幼保連携型認定こども園（佐伯・和気・本荘にここ園）

和気町では令和6年度から幼保連携型認定こども園として、幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、教育と保育を一体的に行っています。

こども一人ひとりに寄り添い、安心できる環境のもとでこどもたち本来の力が存分に発揮できるよう、より良い教育・保育を行い、地域に根ざした子育て支援・教育施設としての運営をしています。

			令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
教育・保育施設（か所）			6	6	6	6	3
	町立幼稚園数	※幼保一体化施設	3	3	3	3	0
	町立保育所数		3	3	3	3	0
	町立認定こども園数		0	0	0	0	3
入園児童数合計（人）			351	332	326	299	283
0歳	3号 （保育園籍）		8	12	12	6	7
	3号 （保育園籍）		41	40	44	37	35
2歳	3号 （保育園籍）		55	52	47	53	40
	1号 （幼稚園籍）		26	14	10	14	10
3歳	2号 （保育園籍）		56	56	55	46	55
	1号 （幼稚園籍）		26	19	20	14	16
4歳	2号 （保育園籍）		53	62	58	52	50
	1号 （幼稚園籍）		35	22	17	24	14
5歳	2号 （保育園籍）		51	55	63	53	56
	1号 （幼稚園籍）		178	178	178	178	105
定員数（人）		2号・3号 （保育園籍）	372	372	372	372	445
定員数に占める入園児童数割合		1号 （幼稚園籍）	48.9%	30.9%	26.4%	29.2%	38.1%
		2号・3号 （保育園籍）	71.0%	74.5%	75.0%	66.4%	54.6%

町調べ（各年5月1日現在）

## (2) 小中学校

現在、和気町には3か所の小学校と2か所の中学校があります。

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
小学校	学校数(校)	3	3	3	3	3
	児童数(人)	539	539	529	527	507
中学校	学校数(校)	2	2	2	2	2
	生徒数(人)	298	276	273	262	257

町調べ(各年5月1日現在)

## (3) 放課後児童クラブ(学童保育)や児童館

現在、和気町には5か所の放課後児童クラブ(支援単位数:5つ)と児童館が1か所あります。

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
放課後児童クラブ	実施か所数(支援単位)	5	5	5	5	5
	登録児童数(人)	95	153	95	118	141
児童館	実施か所数(か所)	1	1	1	1	1
	延べ利用児童数(人)	1,596	1,490	1,863	3,425	2,900

町調べ(各年5月1日現在)



# 第3章

## こども・子育てを とりまく環境





# 1 こども・若者の意識調査の概要

## (1) 調査目的

こども基本法の第11条では、こども施策を策定、実施、評価するとき、こども・若者、子育て当事者等の意見を反映するために必要な措置を講ずることを、地方自治体に義務づけています。本計画においても、こども基本法にのっとり、国や地方自治体において、それぞれの施策の目的等を踏まえ、こども・若者の最善の利益を第一に考えながら、その意見を聴き、反映させることが求められています。

そこで、小学生や中学生、高校生、18歳から39歳の若者を対象にWebアンケート調査を行い、国が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けて、意見を聴取しました。

## (2) 調査方法の概要

実施期間：(小学生) 令和6年7月1日～令和6年7月10日  
(中学生) 令和6年7月16日～令和6年7月18日  
(高校生・若者) 令和6年7月17日～令和6年8月16日

	調査の対象者	調査方法
1	小学生低学年 (2年生・3年生)	ひとり1台の端末を活用した調査
2	小学生高学年 (4年生・5年生・6年生)	ひとり1台の端末を活用した調査
3	中学生	ひとり1台の端末を活用した調査
4	高校生・18歳以上の若者 (無作為抽出)	対象年齢宛てに二次元コード掲載のはがきを郵送 Web回答

## (3) 回収結果

	調査対象者	配布数	回収数	回収率
1	小学生低学年	165人	128件	77.5%
2	小学生高学年	264人	229件	86.7%
3	中学生	258人	184件	71.3%
4	高校生・18歳以上の若者	510人	54件	10.5%

#### (4) グラフの見方

- 図表内に付加されている「n」は質問に対する回答者数です。
- 回答は、各質問の回答者数（計）を基数とした百分率（%）で示しています。小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答を求めた質問では、回答比率の合計が100.0%を超えます。
- 回答があっても、小数点第2位を四捨五入して0.1%に満たない場合は、表・グラフには「0.0」と表記しています。



## 2 こどもの意見聴取のためのアンケート調査結果

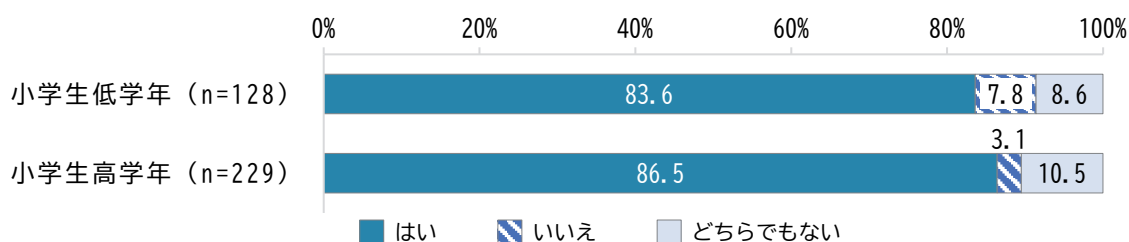
### (1) 小学生アンケート調査

#### ■ こどもの権利やこどもの条例などについて

あなたは、次のことをどのように思っていますか。(単数回答)

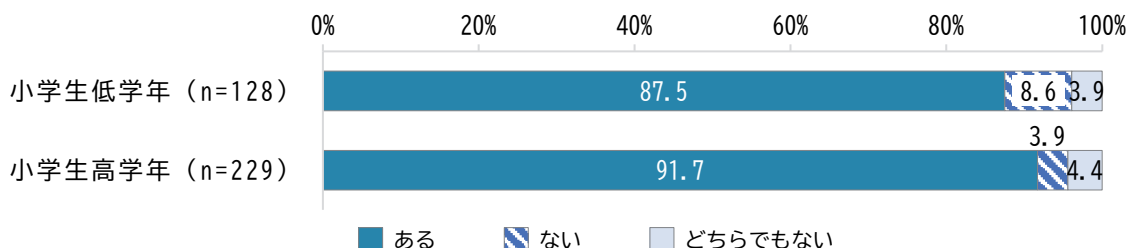
#### ① 周りの人は自分の意見をちゃんと聞いてくれる

周りの人は自分の意見をちゃんと聞いてくれると回答した人は、小学生低学年で、83.6%となっており、小学生高学年では86.5%となっています。



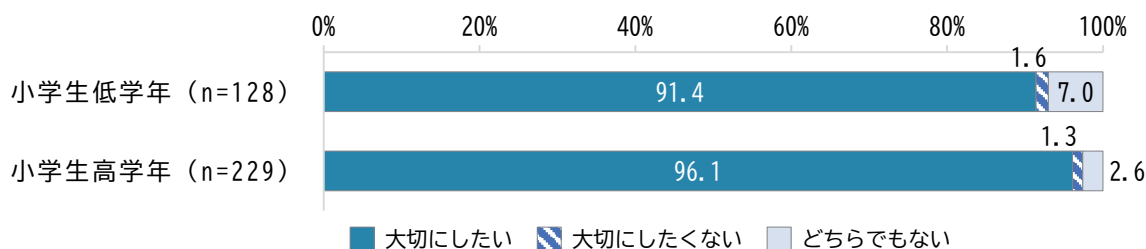
#### ② 自由な時間がある

自由な時間があると回答した人は、小学生低学年で、87.5%となっており、小学生高学年では91.7%となっています。



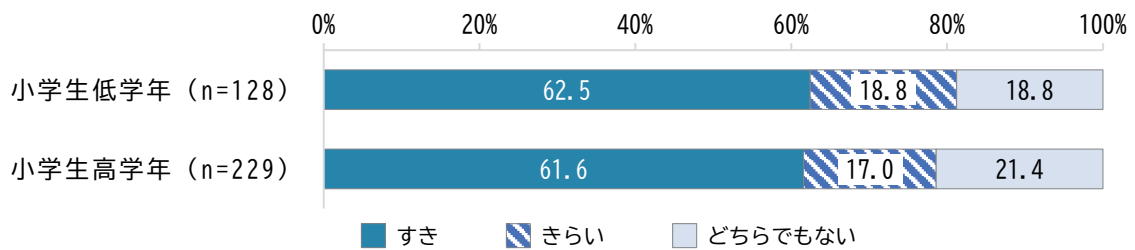
#### ③ 自分の身体や健康を大切にしたい

自分の身体や健康を大切にしたいと回答した人は、小学生低学年で、91.4%となっており、小学生高学年では96.1%となっています。



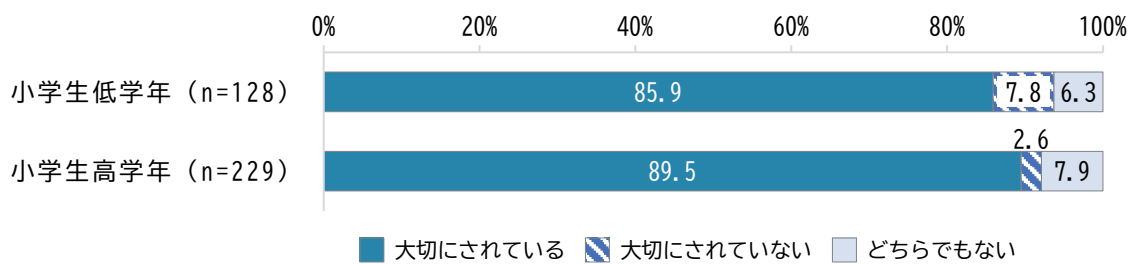
④ 自分自身のことがすき

自分自身のことがすきと回答した人は、小学生低学年で、62.5%となっており、小学生高学年では61.6%となっています。



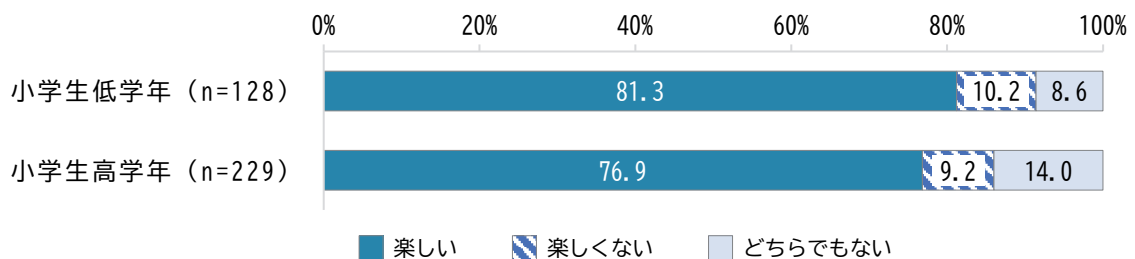
⑤ 家族に大切にされている

家族に大切にされていると回答した人は、小学生低学年で、85.9%となっており、小学生高学年では89.5%となっています。



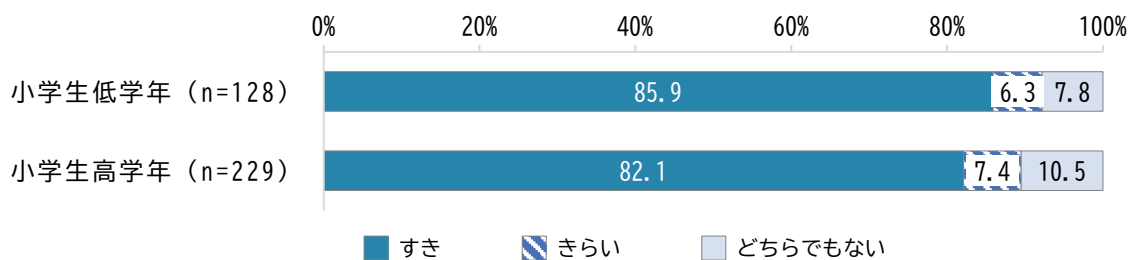
⑥ 学校が楽しい

学校が楽しいと回答した人は、小学生低学年で、81.3%となっており、小学生高学年では76.9%となっています。



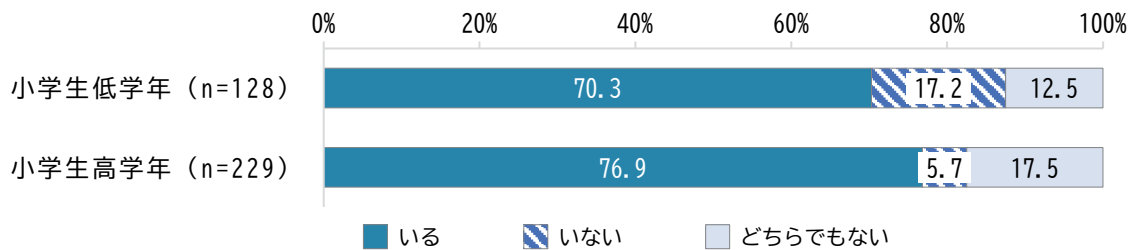
⑦ 地域のお祭りなどに行くのがすき

地域のお祭りなどに行くのがすきと回答した人は、小学生低学年で、85.9%となっており、小学生高学年では82.1%となっています。



⑧ 家族のほかに自分のことを考えてくれる大人がいる

家族のほかに自分のことを考えてくれる大人がいると回答した人は、小学生低学年で、70.3%となっており、小学生高学年では76.9%となっています。

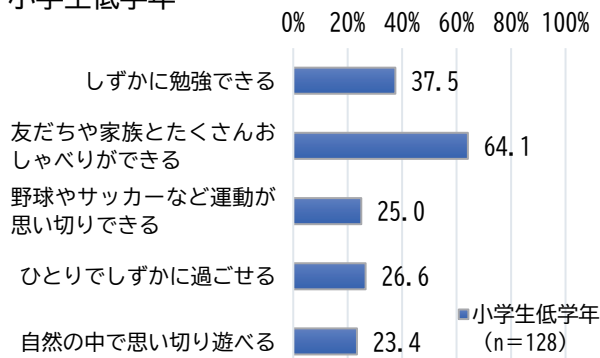


■小学生の居場所について

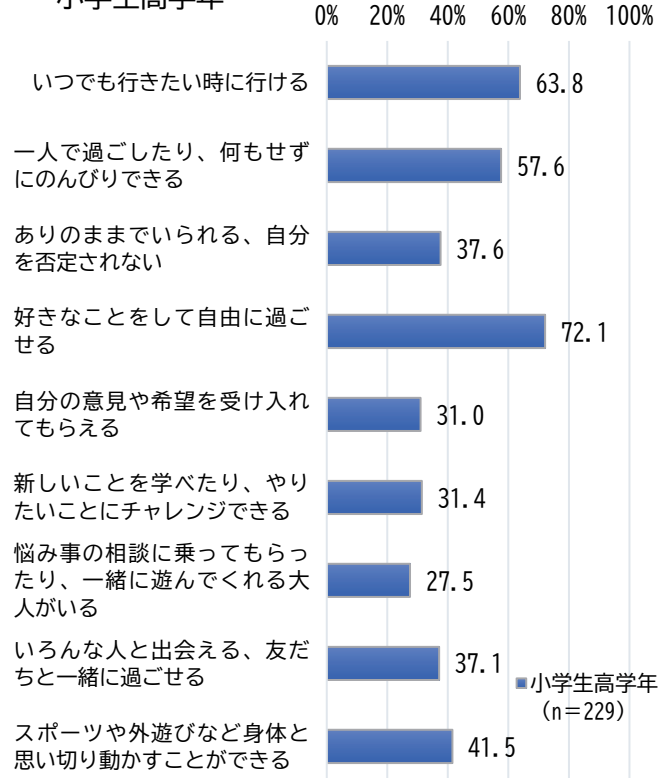
あなたは、ホッとでき、安心していられる場所（「ここに居たい」と感じる場所）はどのような場所ですか。（複数回答）

小学生低学年では、「友だちや家族とたくさんおしゃべりができる」が64.1%、「しずかに勉強できる」が37.5%となっており、小学生高学年では、「好きなことをして自由に過ごせる」が72.1%、「いつでも行きたい時に行ける」が63.8%となっています。

小学生低学年



小学生高学年



■小学生の「こんな町になったらいいな」の意見の一部

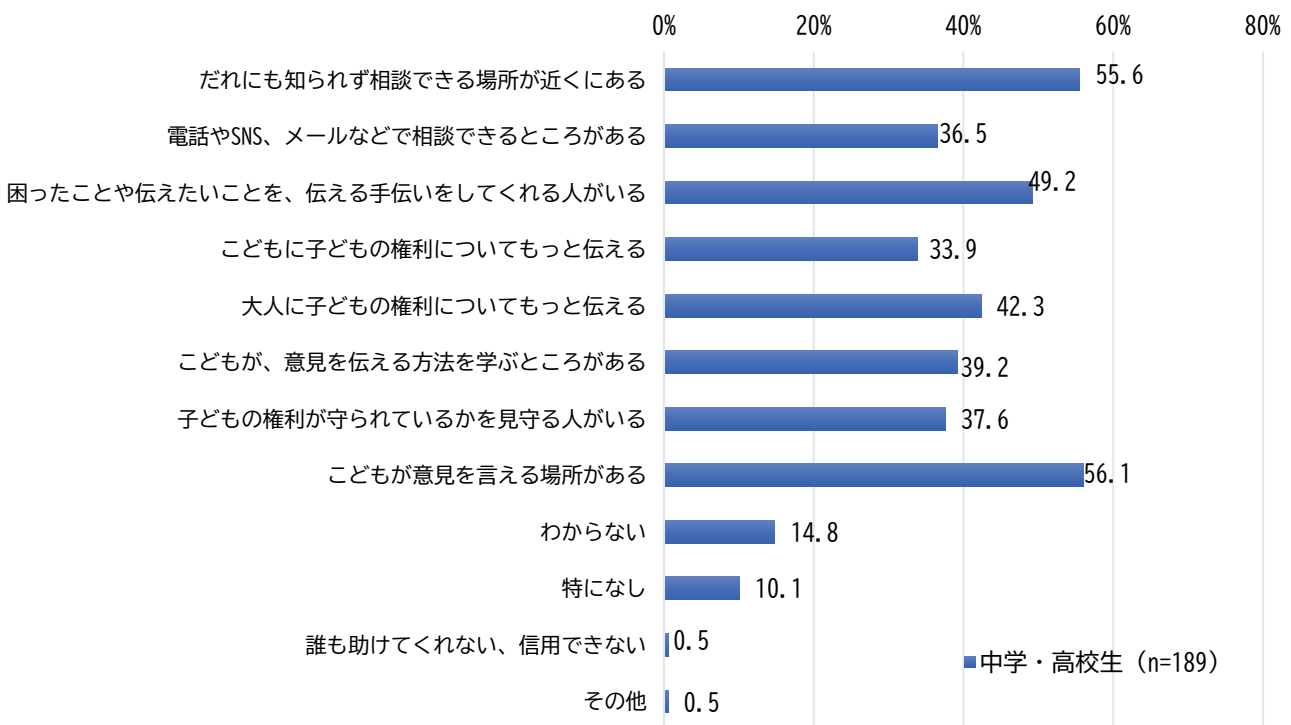
<b>安心安全</b> ・楽しい安全な和気町にしていきたい ・ルールを守る ・泥棒など悪いことをする人がいない和気町	<b>環境</b> ・ポイ捨てがない町 ・自然がいっぱいで、風もきもちいい和気町 ・商店街が復活してほしい
<b>公園</b> ・公園や遊具を増やしてほしい ・地域の公園の遊具をきれいにしたい	<b>支援</b> ・給食無償化 ・学習用品の給付
<b>小学生低学年の意見</b> ・誰もが安心して暮らせる町にしたい ・人を大切にする町にしたい ・誰もが元気な町 ・いろいろな人が自由にやりたいことを出来る町	<b>小学生高学年の意見</b> ・面白い公園がよくある町 ・マナーを守る、ごみがない ・にぎやかで、自然な町にしていきたい ・ゴミを捨てないキレイな和気町にしたい

(2) 中学生、高校生・若者アンケート調査

■こどもの権利について

こどもの権利を守るために、どんな仕組みがあるとよいと思いますか。(複数回答)

中学・高校生で、「こどもが意見を言える場所がある」が56.1%、「誰にも知られず相談できる場所が近くにある」が55.6%となっています。



## ■ヤングケアラーについて

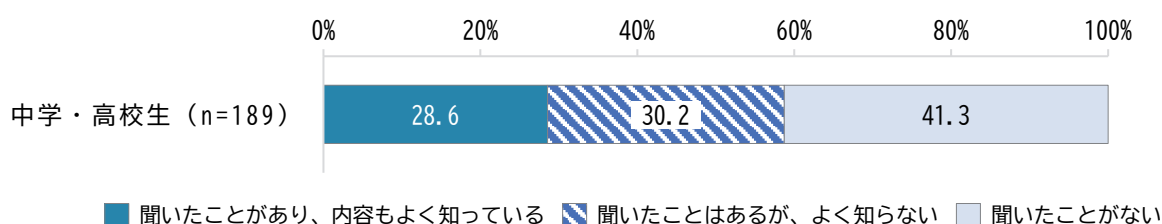
あなたは、日常的に自分の家族のお世話をしていますか。(単数回答)

日常的に自分の家族のお世話をしていると回答した人は、中学・高校生で、34.9%となっています。



ヤングケアラーの認知度 (単数回答)

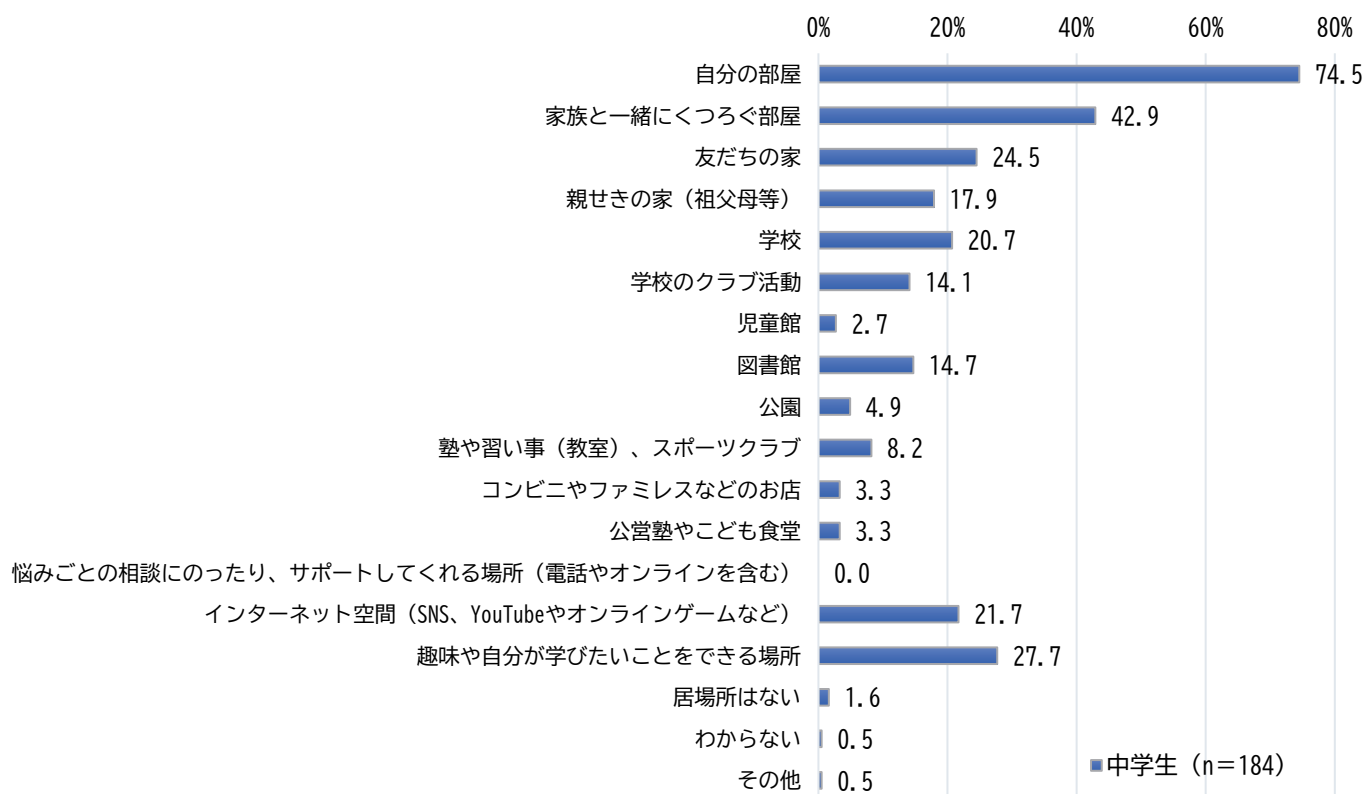
ヤングケアラーの認知度(「聞いたことがあり、内容もよく知っている」+「聞いたことはあるが、よく知らない」)は、中学・高校生で、58.8%となっています。



## ■居場所について

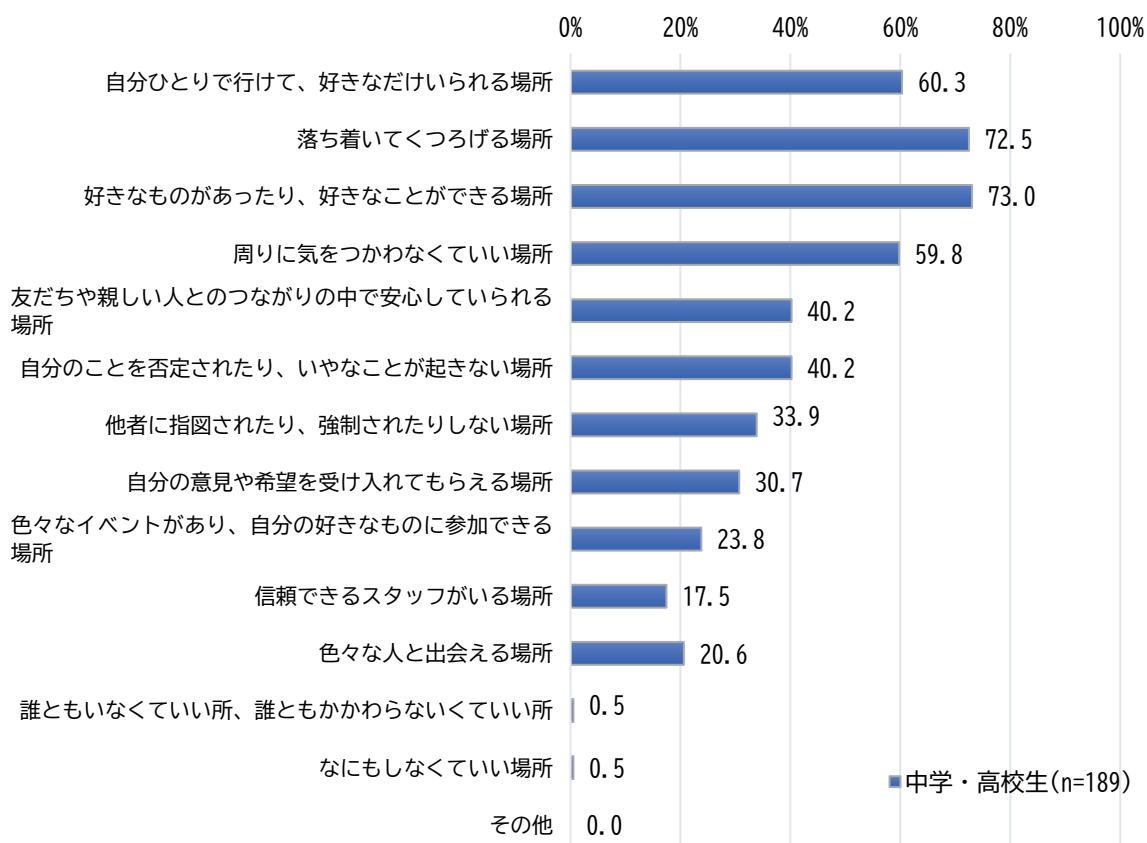
中学生：ホッとでき、安心していられる場所 (複数回答)

中学生のホッとでき、安心していられる場所は、「自分の部屋」が74.5%、「家族と一緒にくつろぐ部屋」が42.9%となっています。



### 理想の居場所について（複数回答）

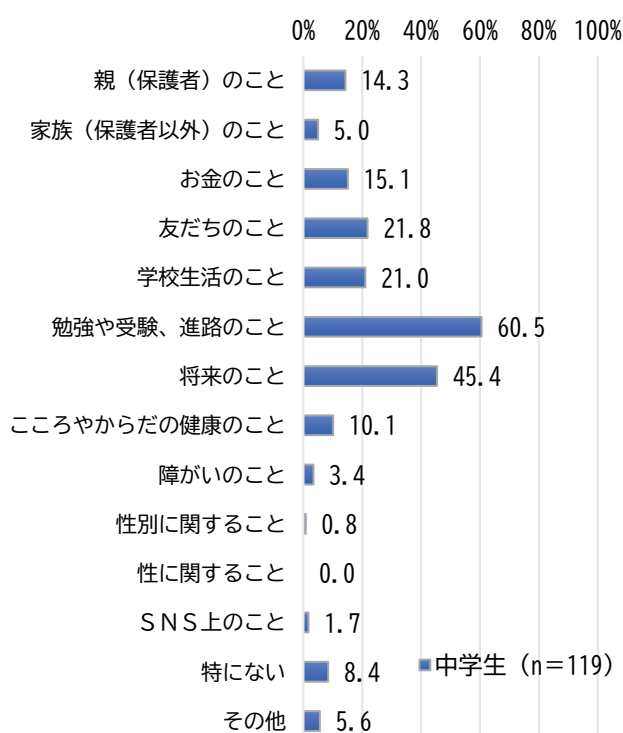
中学・高校生で、「好きなものがあったり好きなことができる場所」が73.0%、「落ち着いてくつろげる場所」が72.5%となっています。



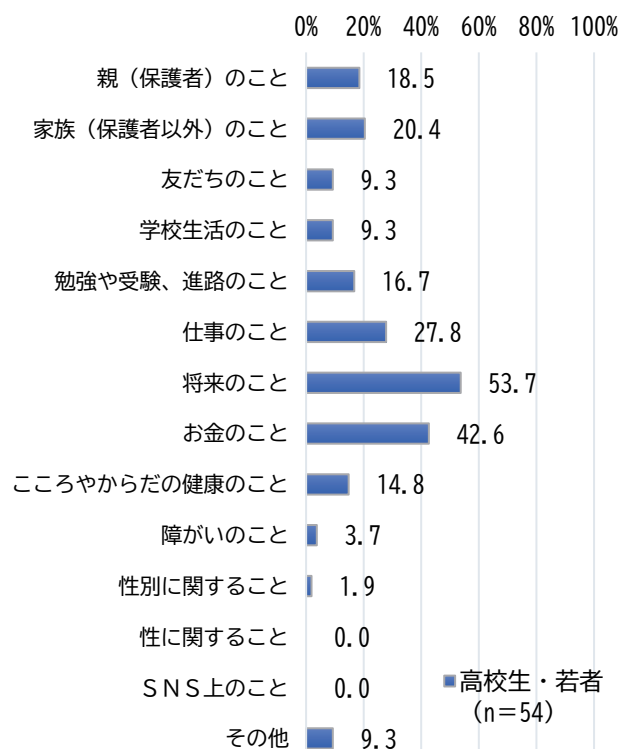
### 今困っていること、悩んでいること（複数回答）

中学生では、「勉強や受験、進路のこと」が60.5%、「将来のこと」が45.4%となっており、高校生・若者では、「将来のこと」が53.7%、「お金のこと」が42.6%となっています。

#### 中学生



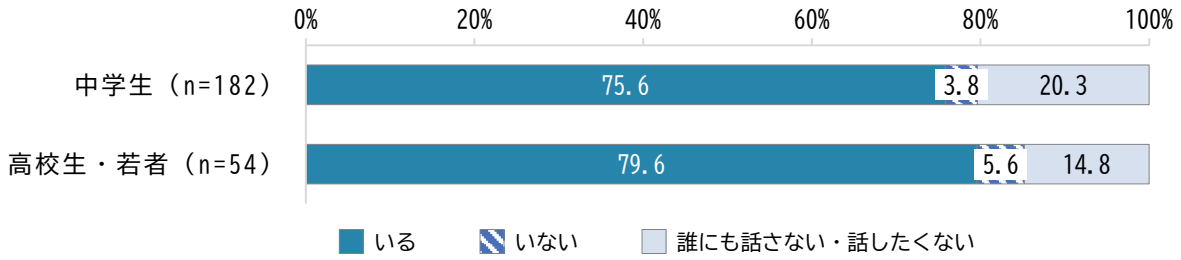
#### 高校生・若者





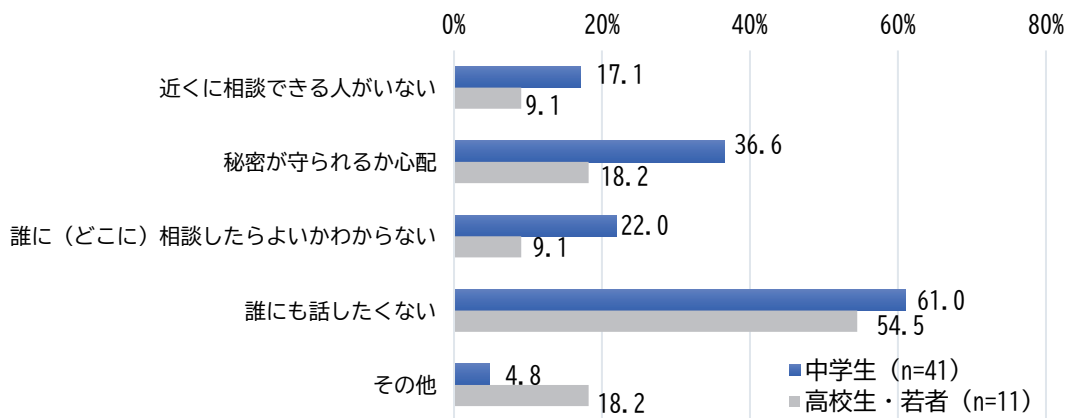
**困っていることや悩んでいること、辛いことがある時に話をきいてくれる人（単数回答）**

困ったことや悩んでいること、辛いことがある時に話をきいてくれる人がいると回答した人は、中学生で、75.6%となっており、高校生・若者では79.6%となっています。



**「いない」「誰にも話さない・話したくない」理由（複数回答）**

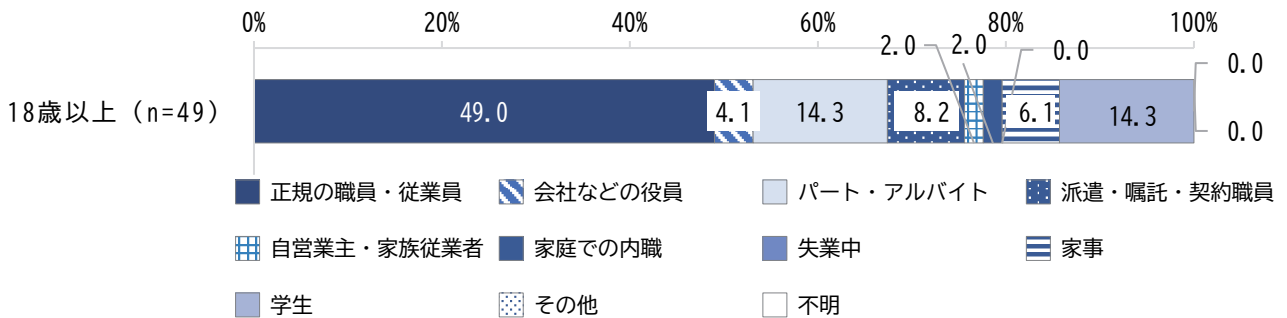
「いない」「誰にも話さない・話したくない」理由は、中学生で、「誰にも話したくない」61.0%、「秘密が守られるか心配」が36.6%となっており、高校生・若者では「誰にも話したくない」が54.5%、「秘密が守られるか心配」が18.2%となっています。



**若者（18歳以上）の現在**

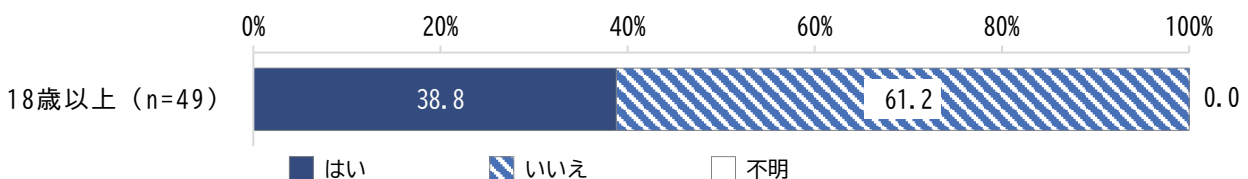
**就労状況（単数回答）**

若者（18歳以上）の現在の就労状況は、「正規の職員・従業員」49.0%、「パート・アルバイト」「学生」が14.3%となっています。



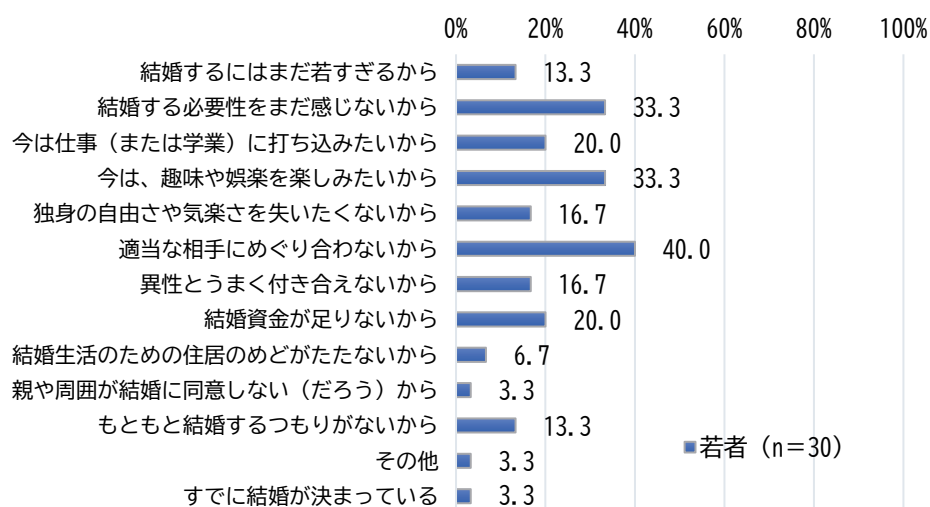
**結婚の有無（単数回答）**

若者（18歳以上）の現在の結婚の有無については、「いいえ」61.2%、「はい」が38.8%となっています。



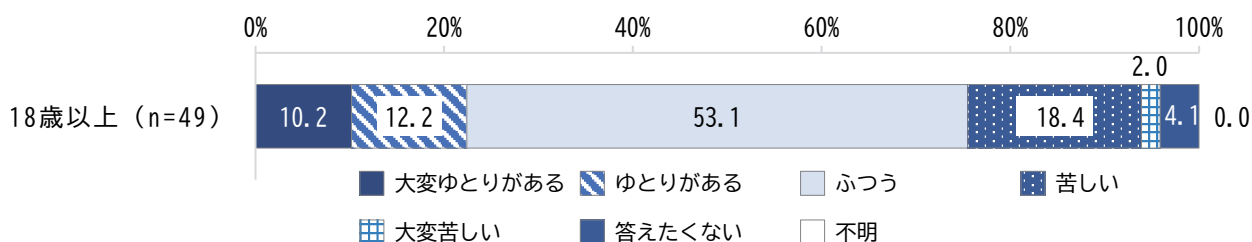
### 独身でいる理由について（複数回答）

若者（18歳以上）の独身でいる理由については、「適当な相手にめぐり合わないから」が40.0%、「結婚する必要性をまだ感じないから」「今は、趣味や娯楽を楽しみたいから」が33.3%となっています。



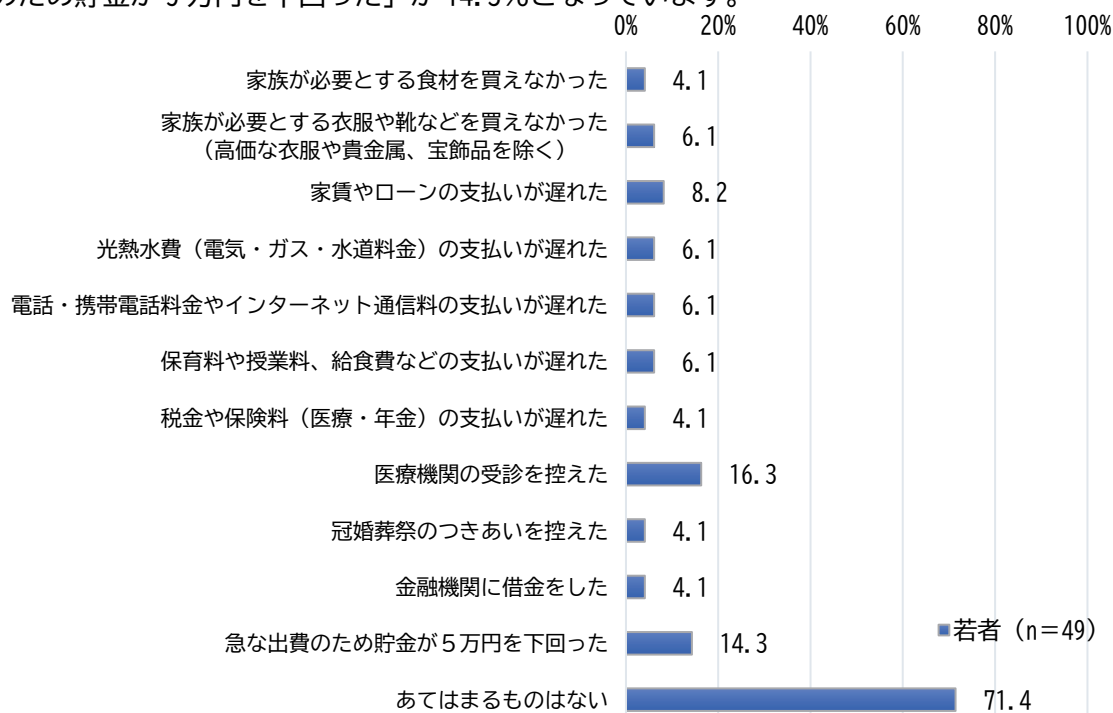
### 現在の暮らしの状況（単数回答）

若者（18歳以上）の現在の暮らしの状況については、「ふつう」が53.1%、「苦しい」が18.4%となっています。



### 経済的な経験（複数回答）

若者（18歳以上）の経済的な経験については、「医療機関の受診を控えた」が16.3%、「急な出費のため貯金が5万円を下回った」が14.3%となっています。



### 3 和気町子ども意見聴取会の取組について

#### (1) 聴取会開催の目的と今後の方向性

こどもや子育て家庭に関連する幅広い施策（こども基本法が規定するこども施策）について、アンケートにとどまらず、ヒアリングなど、多様な手法を活用して幅広い年代のこどもに意見聴取するために、こどもが本音を話しやすいよう工夫を凝らして、こども意見聴取会を実施しました。

#### (2) 小学生対象：こども意見聴取会について

**こども意見聴取プログラム**

**アンケート調査結果報告**

**テーマ1：理想の居場所の提案をしよう！**

**テーマ2：おとなに守ってほしい  
ルールをつくろう！**



令和6年8月20日（火）に和気町子ども・子育て会議の中でこども意見聴取会を和気町役場で実施し、4人の小学生が参加してくれました。まず、「こども・若者の意識調査の概要」で実施したWebアンケートについて報告し、その結果をもとに、理想の居場所や大人に守ってほしいルールについて、参加者の皆さんで話し合い、意見をまとめました。

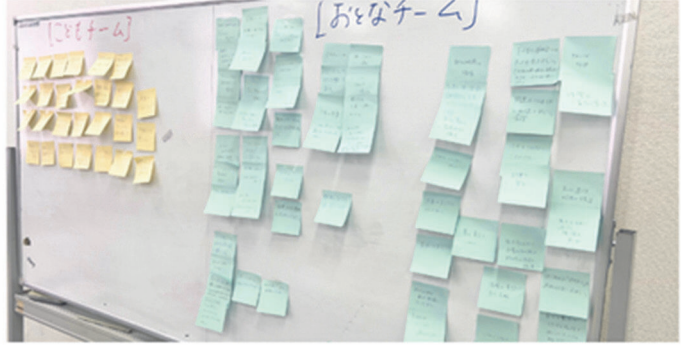
**アンケート調査結果報告**





アンケート調査結果は、資料を読みあげるだけでなく、クイズ形式で内容を一緒に確認したり、音響を効果的に用いるほか、ファシリテーターの役割を担う大人をこどもの隣に配置するなど、リラックスした雰囲気でもどもが意見を出せるよう工夫しました。



テーマ1：理想の居場所の提案をしよう！

テーマ2：おとなに守ってほしいルールをつくろう！



参加していただいた小学生のこども達のチームと子ども・子育て会議の委員の大人チームに分かれ、意見を出し合いました。

テーマ1		理想の居場所を提案しよう！		
		近くにあると落ち着けるアイテム	外で過ごす場所があるとしたら、どんなお部屋の色だと落ち着けますか	お部屋の中にどんなものがあったら落ち着けますか
<b>こどもチーム</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マットレス</li> <li>・ふとん</li> <li>・たたみ</li> <li>・小物</li> <li>・赤ちゃん</li> <li>・ハンモック</li> <li>・家族・友人の写真</li> <li>・エアコン</li> <li>・ヨギボー</li> <li>・テーブル</li> <li>・ミニチュア</li> <li>・風鈴</li> <li>・クッション</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白</li> <li>・うすい色</li> <li>・むらさき</li> <li>・みどり</li> <li>・空の色</li> <li>・レンガ色</li> <li>・カーテンで光がやわらかい色</li> <li>・木の模様</li> <li>・うすい水色</li> <li>・暗いオレンジ</li> <li>・アイボリー</li> <li>・濃い青</li> <li>・ふじ色</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソファ（グレー・茶色）</li> <li>・光るキーボード</li> <li>・椅子、テーブル</li> <li>・スポーツのビデオ</li> <li>・甘いお菓子</li> <li>・植物</li> <li>・水槽</li> <li>・ガラスの物</li> <li>・窓が大きい</li> <li>・木の机</li> <li>・音楽</li> <li>・ねこ</li> <li>・小物</li> <li>・木で作られたもの</li> </ul>	
<b>大人チーム</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・絵</li> <li>・冬は暖炉</li> <li>・ソファ</li> <li>・クッション</li> <li>・抱きまくら</li> <li>・お茶とお菓子</li> <li>・アロマキャンドル</li> <li>・触り心地の良いぬいぐるみ</li> <li>・コーヒー</li> <li>・マッサージ機</li> <li>・BGM</li> <li>・ブランコ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブラウン</li> <li>・白色</li> <li>・ベージュ</li> <li>・クリーム色</li> <li>・レモンイエロー</li> <li>・モスグリーン</li> <li>・森の中にいる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お花</li> <li>・新聞紙</li> <li>・自由に使える楽器</li> <li>・落書きできるホワイトボード</li> <li>・ブランケット</li> <li>・熱帯魚（クラゲなど）</li> <li>・絵本</li> <li>・ラグマット</li> <li>・足湯</li> <li>・植物</li> <li>・パンダのぬいぐるみ</li> </ul>	

テーマ2		大人に守ってほしいルールをつくろう！
<b>こどもチーム</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みんな平等に接してほしい</li> <li>・おもしろく、楽しく取り組めるような工夫をしてくれる</li> <li>・ダメなことをダメと言ってくれる</li> <li>・お年玉のねだんをいつも同じにしないで</li> <li>・宿題を出さないでほしい</li> <li>・毎回ご飯にデザートを出してほしい</li> <li>・自分がしていることを注意しないで</li> <li>・友達とくらべないで</li> <li>・怒る時、自分の立場が悪くなったら黙らないようにしてほしい</li> <li>・ご飯をマイペースに食べさせてほしい</li> <li>・朝食はごはんがいい</li> <li>・悩んだ時に気づいてほしい</li> <li>・トイレを短くしてほしい</li> <li>・注意するときは笑顔でしてほしい</li> <li>・希望をなくすようなことを言わないで</li> <li>・失敗しても怒らないで</li> <li>・時間がないときも話をきいて</li> <li>・無理やりさせようとしなくて</li> <li>・こどもの気持ちを考えてから言ってほしい</li> <li>・やる気が出るまでまって</li> <li>・ちょっとしたことで怒りすぎ</li> <li>・宿題をやる気になるまで待ってほしい</li> <li>・嫌いな食事は作りたくないで</li> <li>・好きなだけ遊ばせてほしい</li> <li>・会社でのイライラを家に持って帰らないで</li> <li>・「オバケ」がくるってうそをつかないで</li> <li>・もっと友だちと遊ぶ機会をください</li> </ul>	
<b>大人チーム</b> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿題を一緒に考えてほしい</li> <li>・勉強のことばかり言わない</li> <li>・小学校にも有給休暇がほしい</li> <li>・必要時の医療受診の機会確保</li> <li>・自分の意志で行ける場所が近くにたくさんあるように</li> <li>・「こどもだから」で片づけられない</li> <li>・バカにしない</li> <li>・たまには一緒に遊んでほしい</li> <li>・休みの日は遊ぶ時間をつくってほしい</li> <li>・清潔な季節に合う衣服</li> <li>・家族仲良く</li> <li>・暴力暴言をしない</li> <li>・兄弟や友だちと比べない</li> <li>・だれかとくらべないでほしい</li> <li>・たまには一日中ゴロゴロしても許してほしい</li> <li>・自分の時間の確保</li> <li>・はじめてから「できない」と決めつけないでほしい</li> <li>・生活するために必要な知識や技術の情報提供</li> <li>・友人と過ごす時間の確保</li> <li>・約束を守る</li> <li>・うそをつかない、ごまかさない</li> <li>・間違ったことをしたら、大人もあやまってほしい</li> <li>・こどもに求めることは大人も守ってほしい</li> <li>・清潔な家庭環境</li> <li>・がんばったことはほめる</li> <li>・勉強以外にがんばっていることも認めてほしい</li> <li>・きちんと話を聞く</li> <li>・最後まで話を聞く</li> <li>・1日1回は向き合って話をする</li> </ul>	



(3) 中学生対象：中学生模擬議会



令和6年8月30日（金）実施の様子

令和5年度から実施している中学生の模擬議会は、「よりよい和気町」に対する子ども達の意見を聴取するだけでなく、模擬議会として実施することで、主権者としてどのように政治に関わっていくかを考える機会でもあります。

令和6年度の模擬議会には、町内2校の中学3年生が全員参加し、議長を務めるほか、議員として地域の課題などについて活発に意見交換をしました。この模擬議会は、各中学校の生徒達が自ら立案した議題をもとに行います。

質疑応答の一部

質問

答弁

和気町内の通学路における安全対策の強化は。溝や用水路に蓋や柵を設置し、転落事故を防げないか。  
佐伯地域の登下校で暗くて危ない場所の対策は。

和気町通学路安全推進会議を年に一度開催しており、通学経路の確認や危険箇所の情報共有をしています。  
水路の多くは農業用に使われているので、対応ができない箇所も多い。今後は地元の区長や農業水利関係者の方々と協議をしながら慎重に対応をしていく。(町長)

和気駅の南側に改札とホームを設置しては。

シルバー世代やハンディキャップをお持ちの方などが安全に便利よく公共交通機関を利用できる環境を整備するため、現在、和気駅構内へのエレベーター設置事業を検討している。(町長)

佐伯小学校の遊具が小さくなった理由とサエスタの遊具が一部使えない。今後はどうなるのか。

佐伯小学校は遊具の安全性を考慮し、3年計画で整備している。サエスタは適宜、修繕対応を行っている(教育長)

参加者の感想

- ・自分の意見を大切にしながら、地域社会に貢献したい。
- ・和気町に誇りを感じる。
- ・中学生としてできることをしていきたい。
- ・議会に興味を持った。
- ・議会の進み方や流れを知ることができた。

#### (4) アンケートや意見聴取からみえた結果と課題

##### ■意見聴取方法の見直しとフィードバックについて

こどもの意見聴取方法として、今回web等によるアンケート方式を用いましたが、学校に協力頂いた小・中学生の回収率と比較して、高校生・18歳以上の若者の回収率が低くなっています。今後は定期的にこども・若者の意見聴取を実施する予定ですが、アンケートのみではなく、直接声を聴く場を設けます。また、アンケートや意見聴取（中学生模擬議会も含む）から得た結果を、どのように施策に反映するかについて、毎年開催する子ども・子育て会議において検討し、実施します。



施策1-4

##### ■若者の経済的支援に関する取り組み

18歳以上の若者の2割が「現在の暮らしの状況が苦しい・大変苦しい」と回答しました。また、独身でいる理由として経済的な理由をあげた若者も同じく2割でした。現在の暮らしが困窮している状態では、結婚や子育てにかかる費用について負担を感じて当然です。こうした、結婚や子育てについて経済的不安から否定的であることが課題です。和気町では、妊娠期から出生後まで様々な経済的支援を実施し、希望をもって子育てに臨める環境整備を図ります。



施策2-1  
施策2-3

##### ■こどもや若者が孤立しないような取組

こども・若者は、進路等将来のことや、家族や友達のことに関する悩みについて、約7割が「相談相手がいる」と回答しましたが、いないと回答したこども・若者もいます。多様化がすすむ今日において、悩みを持つこどもや若者が孤立しないように、気軽に立ち寄ることのできる場所が必要です。

和気町では、こどもたちが地域の中で安心して過ごすことのできる場所を整備する等、居場所づくりを推進します。



施策3-2



## 4 保護者アンケート調査の概要

### (1) 調査目的

令和7年度から11年度を計画期間とするこども計画の策定にあたり、和気町の子育ての実態や子育て支援に関するニーズを把握するため、アンケート調査を実施しました。

### (2) 調査方法の概要

実施期間：就学前(0～6歳)保護者 令和6年9月1日～令和6年10月6日

小学生(1～6年生)保護者 令和6年9月1日～令和6年10月6日

	調査の対象者	調査方法
1	就学前(0～6歳)保護者	郵送による配布・回収、またはWebによる回答
2	小学生(1～6年生)保護者	郵送による配布・回収、またはWebによる回答

### (3) 回収結果

	調査対象者	配布数(人)	回収数	回収率
1	就学前(0～6歳)保護者	261	133件 (うちWeb回答:79件)	51.1%
2	小学生(1～6年生)保護者	381	165件 (うちWeb回答:86件)	43.3%

### (4) グラフの見方

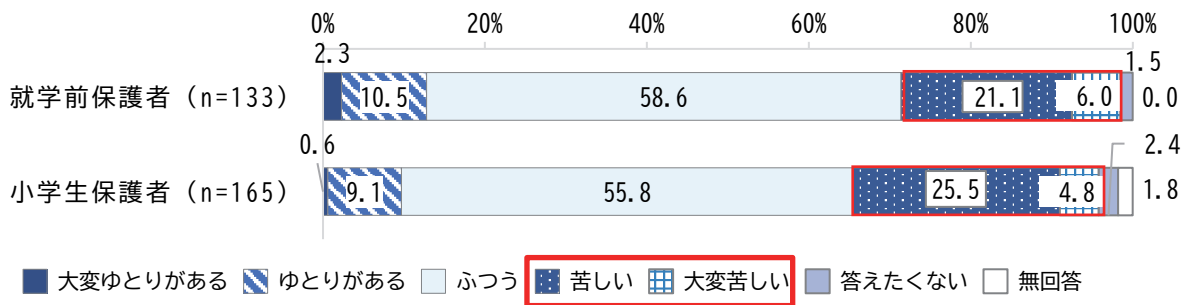
- 図表内に付加されている「n」は質問に対する回答者数です。
- 回答は、各質問の回答者数(計)を基数とした百分率(%)で示しています。小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答を求めた質問では、回答比率の合計が100.0%を超えます。
- 回答があっても、小数点第2位を四捨五入して0.1%に満たない場合は、表・グラフには「0.0」と表記しています。

## 5 アンケート結果からみる子育ての状況

### (1) 経済状況について

#### ■現在の暮らしの状況をどのように感じているかについて（単数回答：就学前問7、小学生問7）

○現在の暮らしの状況については、就学前保護者・小学生保護者とも「ふつう」が最も高く、6割弱を占めています。次いで「苦しい」、「ゆとりがある」と続いています。

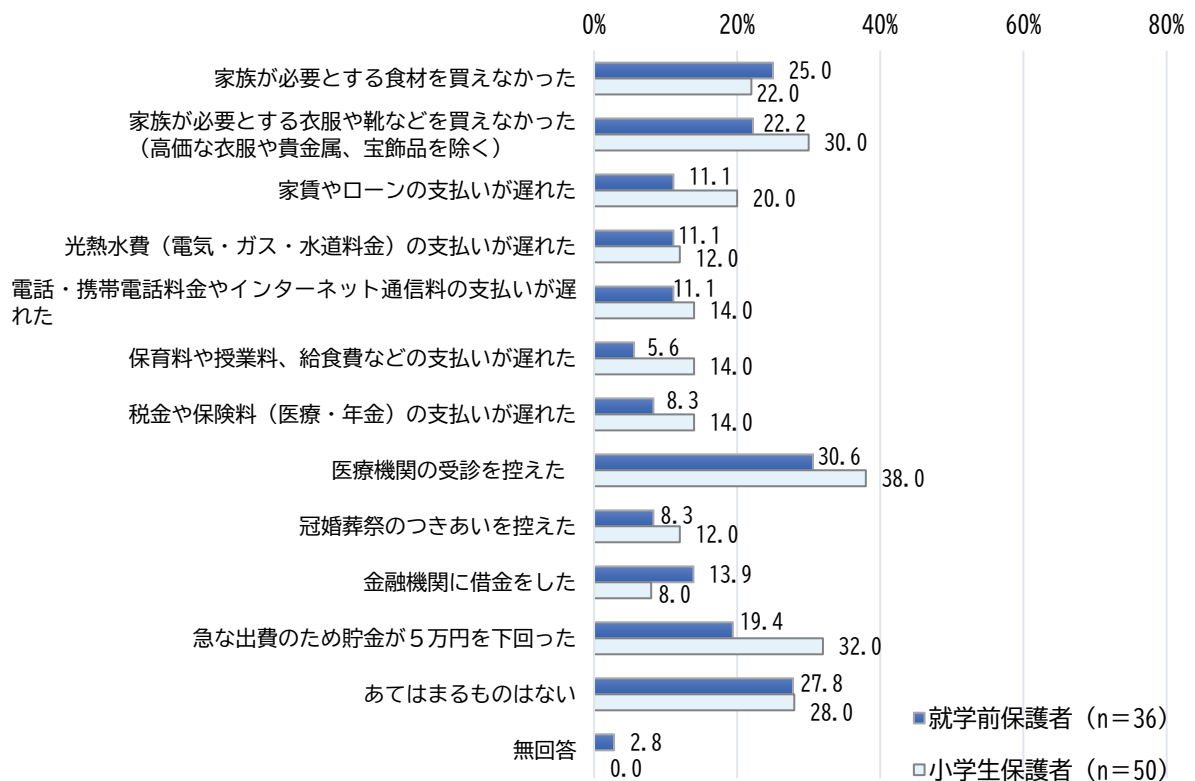


#### ■経済状況が苦しい世帯の経験について（複数回答：就学前問8、小学生問8）

【現在の暮らしの状況で「苦しい」「大変苦しい」と回答した方のみ】

○就学前保護者・小学生保護者ともに「医療機関の受診を控えた」が最も高くなっていますが、続く2位は異なっており、就学前保護者が「家族が必要とする食材が買えなかった」、小学生保護者が「急な出費のため貯金が5万円を下回った」となっています。

○こどもの年齢が上がるにつれ、食費以外の出費がかさみ、生活に余裕がなくなっていくためと思われる。





## (2) 平日の定期的な認定こども園などの利用状況について

### ■認定こども園などの教育・保育事業の定期的な利用について（単数回答：就学前問 20）

○認定こども園などの定期的な利用については、「利用している」が88.0%、「利用していない」が9.8%となっています。



### ■現在の定期的な教育・保育事業の利用割合（複数回答：就学前問 20-1）

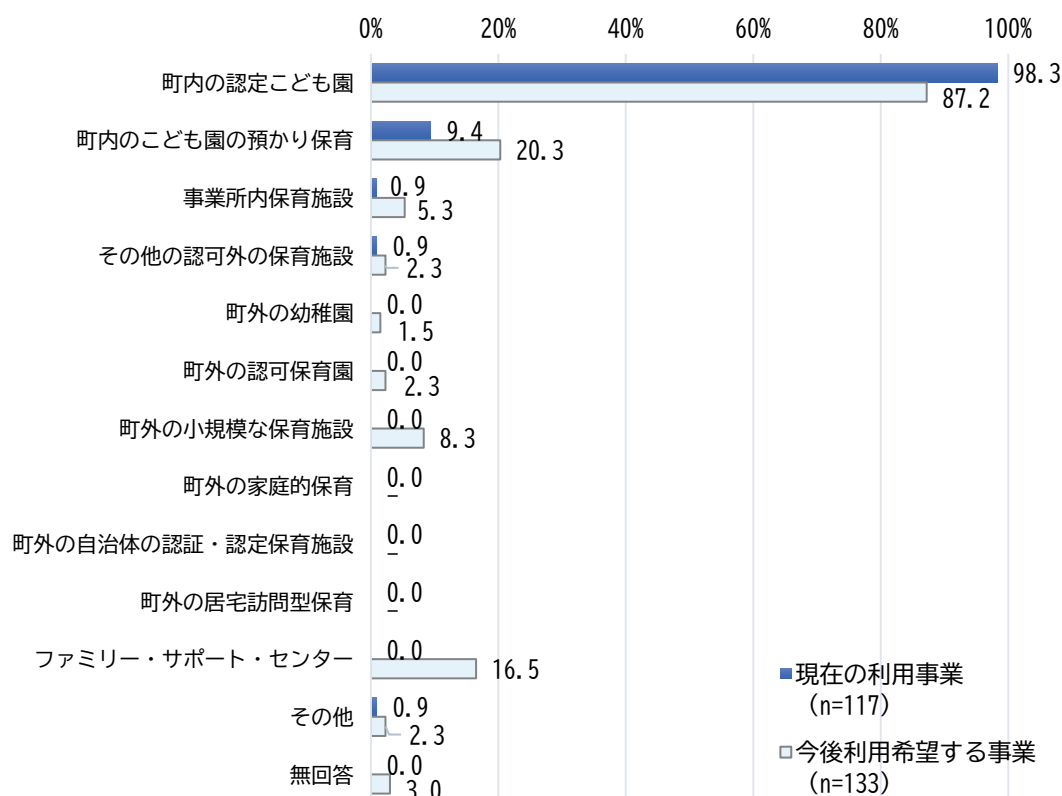
【認定こども園を定期的に「利用している」と回答した方のみ】

○現在利用している事業は、「町内の認定こども園」の利用が多くなっています。

### ■希望する定期的な教育・保育事業の利用割合（複数回答：就学前問 22）

○今後の利用希望は、「町内の認定こども園」が87.2%と最も多く、次いで、「町内のこども園の預かり保育」(20.3%)と続き、以下「ファミリー・サポート・センター」(16.5%)、「町外の小規模な保育施設」(8.3%)の順になっています。

○町内での利用事業のニーズが高く、また用事等の理由で一時的かつ小規模での保育事業のニーズがあると思われます。



### (3) 保護者の就労状況と家庭類型について

■お子さんの保護者の現在の就労状況（自営業・家族従事者を含む）について  
（単数回答：就学前問 17、小学生問 15）

#### 【就労状況】

○就学前保護者の母親は、83.5%が就労しており、そのうちフルタイムが4割以上（43.6%+休業中9.0%）を占めています。また、30.9%がパート・アルバイト等で就労しています。

○小学生保護者の母親は就学前と比べ、就労している割合が高く、そのうちパート・アルバイト等で就労している割合が1割程度高くなっています。

(%)

	就学前保護者 (n=133)		小学生保護者 (n=165)	
	母親	父親	母親	父親
フルタイム就労（産休・育休・介護休業除く）	43.6	88.7	44.2	84.8
フルタイム就労（産休・育休・介護休業中）	9.0	1.5	1.8	0.0
パート・アルバイト等就労（産休・育休・介護休業除く）	28.6	0.8	38.2	2.4
パート・アルバイト等就労（産休・育休・介護休業中）	2.3	0.0	1.8	0.0
以前は就労していたが、現在は就労していない	12.8	0.0	10.9	0.0
これまで就労したことがない	1.5	0.0	0.6	0.0

#### 【家庭類型】

○就学前保護者は「フルタイム×フルタイム」が48.1%と最も多く、次いで、「フルタイム×パートタイム」が26.3%となっています。

○小学生保護者は「フルタイム×フルタイム」が36.4%と最も多くなっていますが、就学前と比べて低くなっています。一方で「フルタイム×パートタイム」は34.5%と就学前と比べて高くなっています。

○就学前よりも子どもを預けられる時間が減るだけでなく、学校行事や勉強などのフォロー、長期休暇への対応が必要なことから、保護者は子どもが小学校に入学すると、働き方を見直していると思われます。

○共働き世帯は、就学前保護者・小学生保護者とも7割を超えており、ひとり親家庭も1割前後いることから、合わせて8割を超える家庭が放課後のサービスを必要としています。

(%)

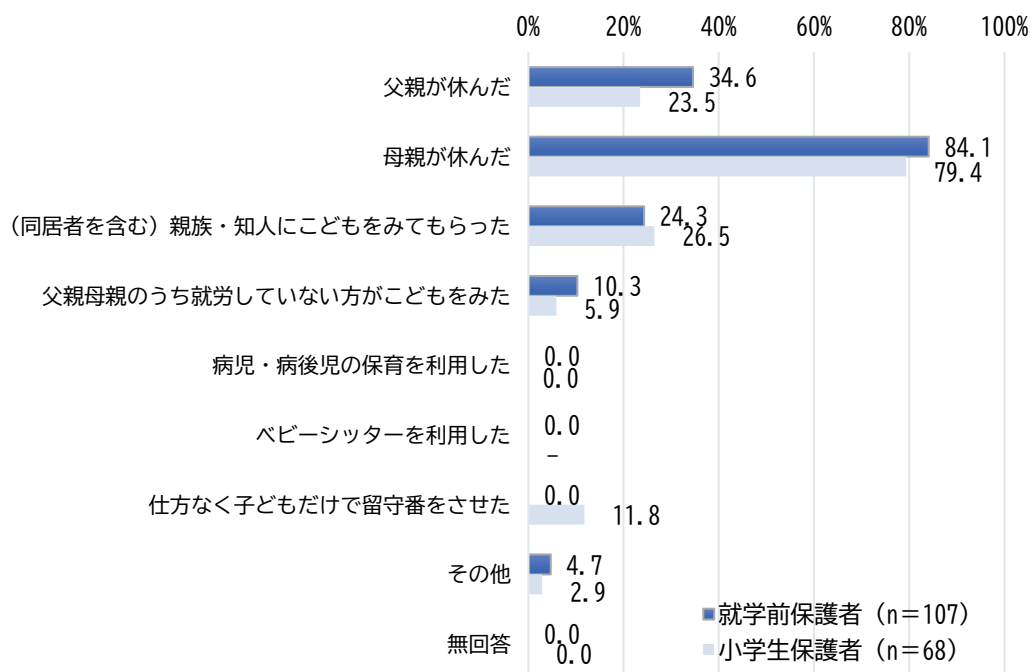
	就学前保護者 (n=133)	小学生保護者 (n=165)
ひとり親	9.0	11.5
フルタイム×フルタイム	48.1	36.4
フルタイム×パートタイム	26.3	34.5
パートタイム×パートタイム	0.8	1.2
専業主婦（夫）	13.5	10.9
無職×無職	0.0	0.0
不明	2.3	5.5

■子どもが病気やケガで認定子ども園や学校を休んだ際の対処方法

【「子どもが病気やケガで認定子ども園や学校を休んだ」で「あった」と回答した方のみ】

(複数回答：就学前問 30-1、小学生問 20)

○就学前保護者が9割、小学校保護者が4割が、調査日から1年の間に、病気やケガで、保育事業を利用できなかった・学校を休んだと回答しています。その場合は「母親が休んだ」が8割程度となっており、父親と比べて倍以上となっています。

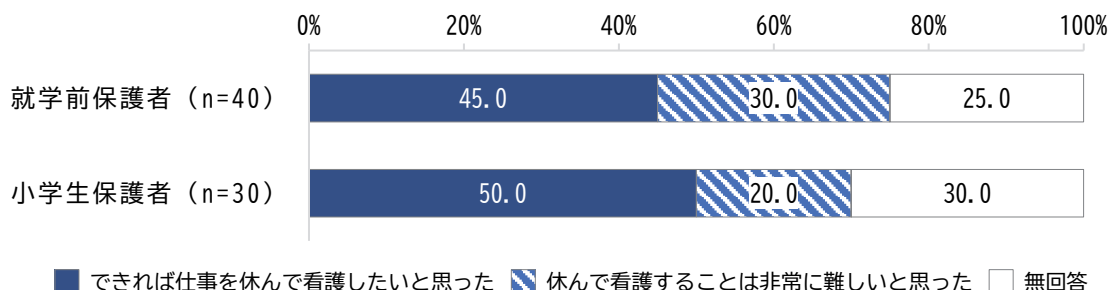


■子どもが病気やケガの際にできれば父母のいずれかが仕事を休んで看護したいと思ったかについて

【子どもが病気やケガの際に「父母が休んで対応した」以外を選択した方のみ】

(単数回答：就学前問 30-4、小学生問 20-2)

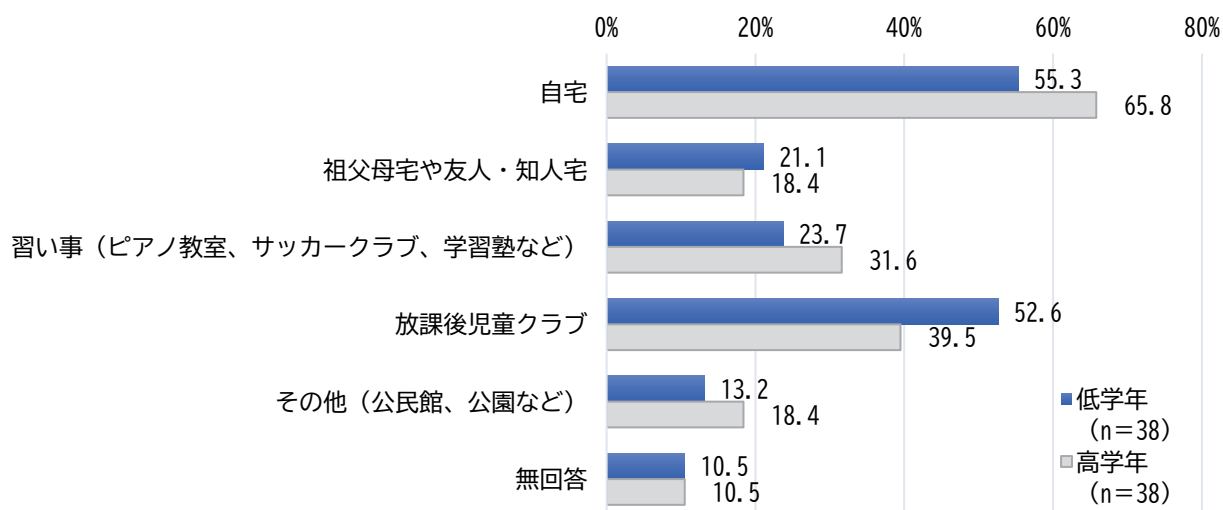
○就学前保護者が45.0%、小学生保護者が50.0%となっています。  
○子どもが病気やケガの際に仕事を休めなかった保護者も、その半数近くは休んで看護したいと思っており、今後職場が子育てへの理解を一層深めていく必要があります。



#### (4) 放課後の過ごし方について

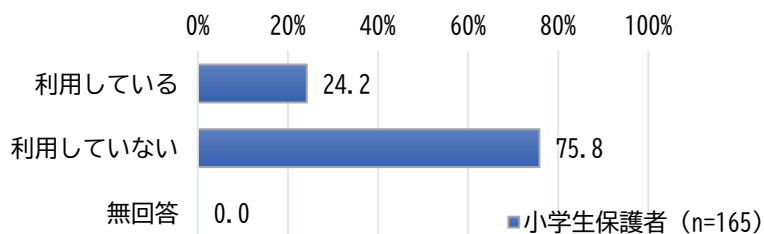
##### ■小学校就学後、放課後過ごさせたい場所について（複数回答：就学前問 37・38） 【5歳以上の子どもがいる方のみ回答】

- 学校就学後、放課後過ごさせたい場所については、低学年・高学年ともに「自宅」が最も高く、低学年では55.3%となっており、高学年では65.8%となっています。
- 「自宅」以外では、低学年・高学年ともに「放課後児童クラブ」が高くなっており、充実する必要があります。



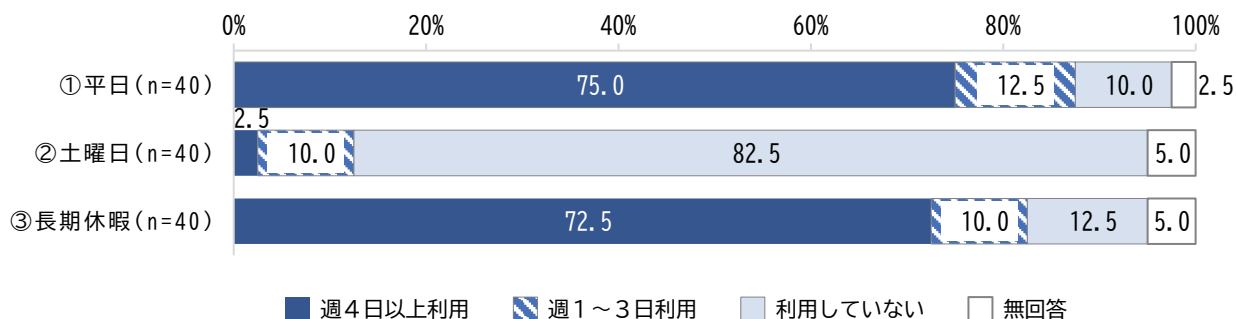
##### ■放課後児童クラブの利用について（単数回答：小学生問 23）

- 放課後児童クラブの利用の有無については、「利用している」が24.2%、「利用していない」が75.8%となっています。



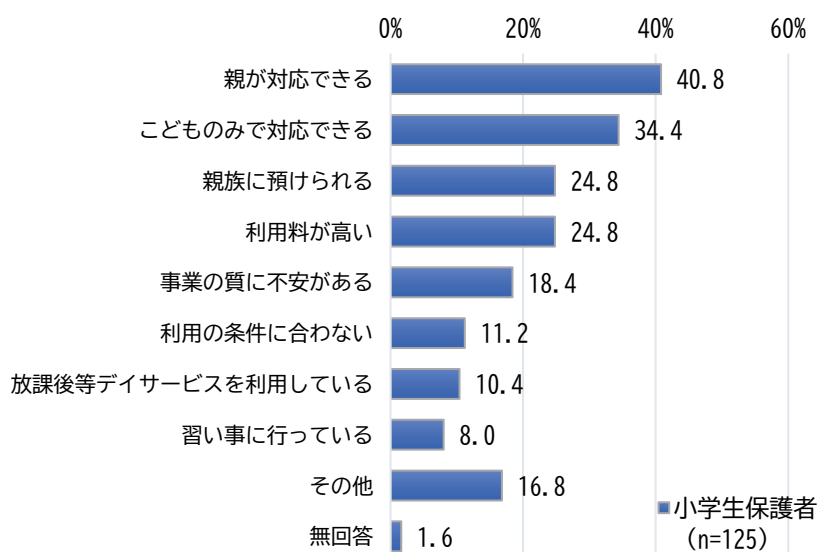
■放課後児童クラブの平日・土曜日・長期休暇の利用状況（単数回答：小学生問 23-1）  
【放課後児童クラブを利用している方のみ回答】

○放課後児童クラブの利用状況は、平日と長期休暇で『利用している「週4日以上利用」+「週1～3日利用」』が8割を超えており、学校の有無で差異はなく、土曜日以外のニーズが高くなっています。



■放課後児童クラブを利用していない理由（複数回答：小学生問 24-1）  
【放課後児童クラブを利用していない方のみ回答】

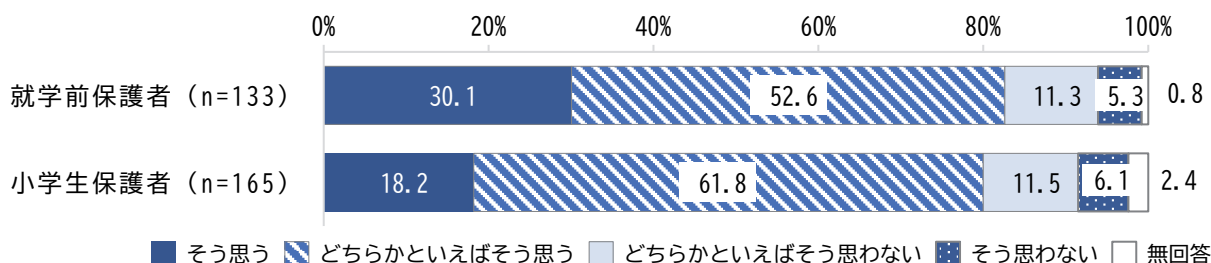
○放課後児童クラブを利用していない理由については、「親が対応できる」「こどものみで対応できる」「親族に預けられる」という回答の割合が高く、次に「利用料が高い」が続いています。必要性を感じつつも利用を控えている可能性があり、経済的な支援を検討する必要があります。



## (5) 子育てについて

### ■和気町は子育てをしやすいまちだと思えるかについて（単数回答：就学前問 41、小学生問 32）

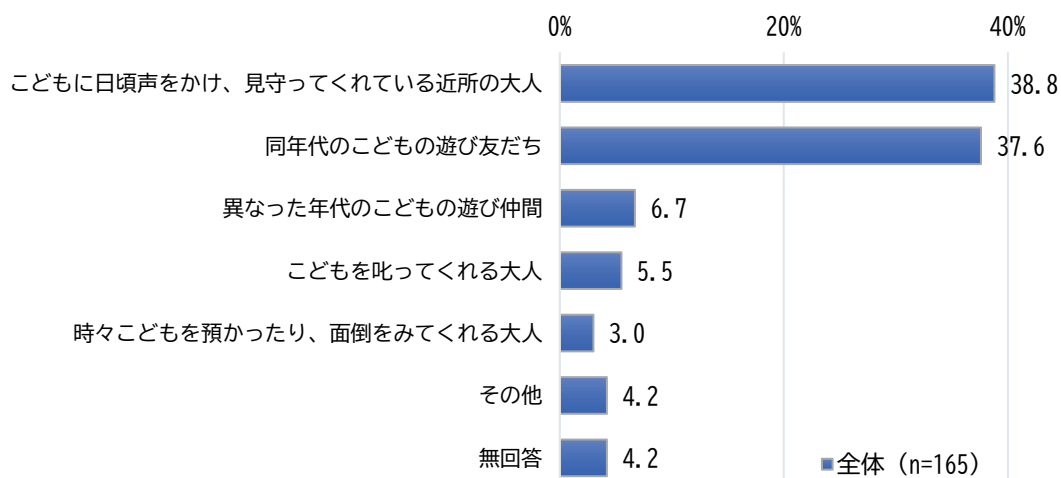
○就学前保護者・小学生保護者ともに、大半が“子育てしやすい”と感じており、就学前保護者で「そう思う」の割合が高くなっています。



### ■こどもの健やかな育ちや子育てのために地域に求めるもの（複数回答：小学生問 28）

○こどもの健やかな育ちや子育てのために地域に求めるものについては、「こどもに日頃声をかけ、見守ってくれている近所の大人」が 38.8%、「同年代のこどもの遊び友だち」が 37.6%で割合が高くなっています。

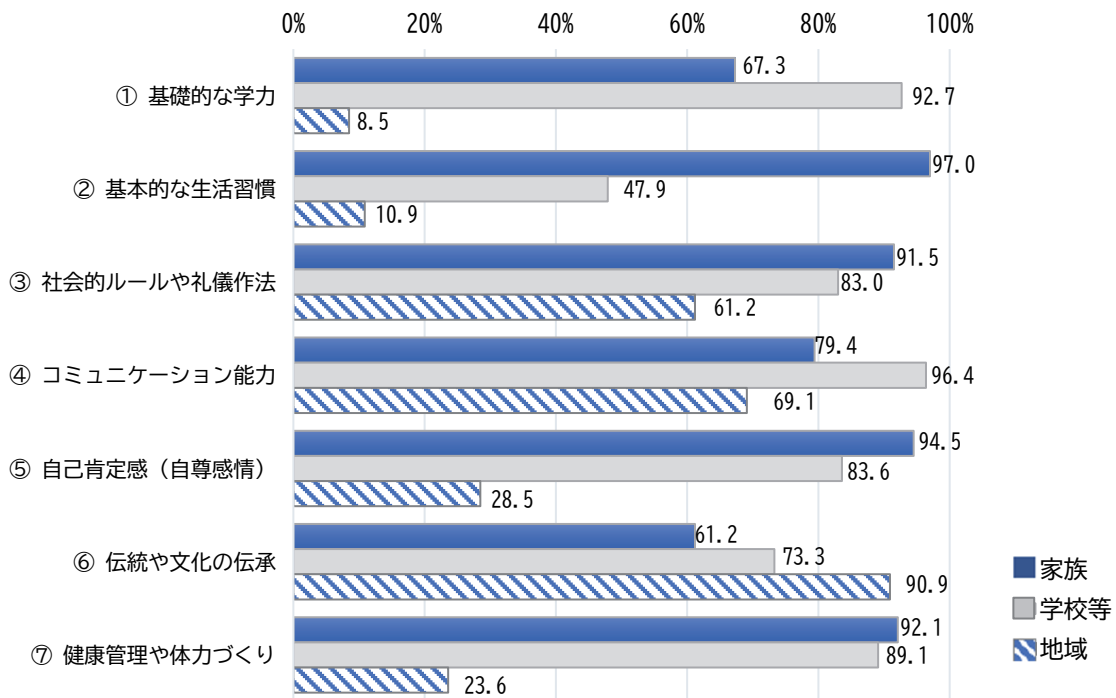
○子育て環境の中では、見守ってくれる大人と同年代のこどもの存在が求められており、地域での子育てを見守る意識の向上と少子化対策を強化する必要があります。



■基礎的な学力や社会的ルール、マナー等を子ども達が学ぶ場は、家庭・学校等・地域のどの分野が役割を担うべきか（複数回答：小学生問 29）

○家族では「基本的な生活習慣」が 97.0%で最も高く、これに「自己肯定感（自尊感情）」が 94.5%で続いています。学校等では「コミュニケーション能力」が 96.4%で最も高く、これに「基礎的な学力」が 92.7%で続いています。地域では「伝統や文化の伝承」が 90.9%と最も高くなっており、家庭・学校等・地域それぞれが異なる役割を担うことを期待しています。

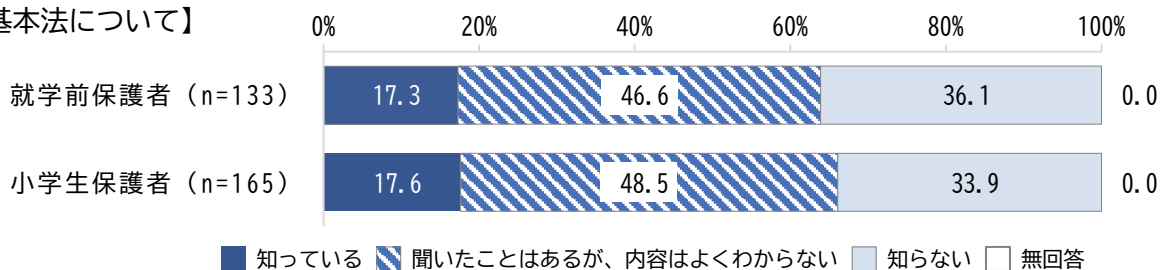
○保護者が家庭、学校、地域に期待する役割はそれぞれが重要であり、各々が適切な役割分担を果たしつつ、相互に連携する必要があります。



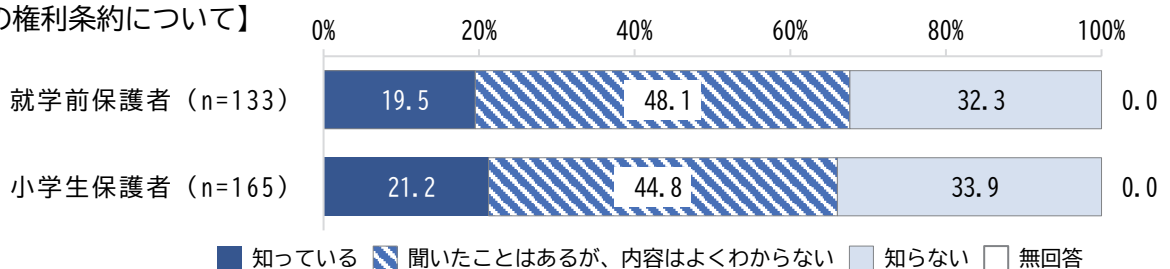
■子どもの権利について（単数回答：就学前問 45、小学生問 36）

○「こども基本法」「子どもの権利条約」ともに「知っている」が 2 割程度となっており、今後、周知していく必要があります。

【こども基本法について】



【子どもの権利条約について】



## 6 第2期和気町 子ども・子育て支援事業計画の振り返り

### 基本目標1 子どもの健やかな成長（発達）と生きる力を育みます

妊娠届の発行など母子保健事業を行う子育て世代包括支援センターと、虐待対応など児童福祉事業を行う子ども家庭総合支援拠点の機能を併せ持つ、こどもまんなか支援室を設置しました。また、和気町役場内に相談室を設置し、親子で安心して相談することができるようになりました。

令和6年度から幼保連携型認定こども園として、幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、教育・保育を一体的に行っています。これにより、保護者の就労状況が変化した場合でも、転園することなく柔軟に対応することができます。

園では野菜の栽培を通して、学校では味噌汁コンテストなどの栄養素について考える機会を設けることを通じて、食育を推進してきました。また、栄養委員は園へ出向き食べ物に関する人形劇を定期的で開催し、コロナ禍でも親子で楽しめるレシピや動画を作成し、配布することを通じて、食への関心を高めました。

### 基本目標2 子育て家庭が安心して子育てできるような支援を充実します

和気鶉飼谷交通公園内に、未就学児童を対象にした、全天候型の遊び場を設置しました。建物のある敷地内には、小学生まで遊べる大型の屋外遊具や、ミニランプを備えたスケートパーク、軽食の販売所などがあり、家族全員で楽しむことができます。また、併設している和気子育て支援センター内には、授乳室などが完備され、乳幼児のいる家族でも、安心して過ごすことができます。こどもの遊び場は何よりも安全を重視し、毎年の点検実施や、環境整備を実施します。

地域子育て支援拠点事業について、令和2年度から、和気子育て支援センターを新設し、一般型で実施しています。また令和5年度から町内NPO団体に運営を委託し、より一層子育て親子の支援に必要なプログラムを実施しています。

子育て家庭への経済的支援を実施していますが、国の施策と二重になる場合は、見直しが必要となります。たとえば、出産時に給付金がもらえる事業として、全国的な事業として妊婦のための支援給付事業があります。また、和気町独自事業として、新生児出生祝い金事業があります。これについては、児童手当の制度改正により支給額が増大したことも鑑みて、令和7年度から金額を見直すことになりました。



### 基本目標 3 地域全体で子育てを支えるまちづくり

令和 4 年度から、母子保健事業に関する情報を発信するアプリ「すくすくwake」を導入し、地域子育て支援拠点事業の情報発信などを行っています。今後は、乳幼児健診の予約、問診票の管理などがアプリを利用してできるようになります。アプリの利用者の増加と、周知を目指すとともに、より利用しやすい制度設計が必要です。

地域によっては、子育て支援センター等を利用しづらい場合があります。町内のすべての子育て家庭を支援するために、利用者支援事業の一環としてひろば事業を実施します。遊び道具を搭載したプレーカーで、地域のコミュニティハウスなど町内外の色々な場所で、子育て支援プログラムを実施します。



## 第4章

# こどもまんなか社会 実現のための体系と 施策の展開



# 1 第3期の基本目標と施策体系

基本理念をもと、「こども大綱」を勘案して、基本目標と基本施策を設定します。

基本目標	基本施策	主要な分野別施策
<p><b>基本目標1</b></p> <p>こどもや子育て家庭への包括的な支援の体制整備と充実</p>	<p>相談体制の整備</p> <p>サービス等のマネジメントの実施</p> <p>関係機関との連携</p> <p>こどもの意見聴取</p>	<p>○こども家庭センターの設置</p> <p>○子どもを守るネットワーク機能強化</p> <p>○サポートプランの作成</p> <p>○要保護児童家庭への一連の支援計画・評価</p> <p>○要保護児童対策地域協議会の機能強化</p> <p>○共通支援シートの活用</p> <p>・中学生模擬議会</p> <p>・こどもの意見聴取</p>
<p><b>基本目標2</b></p> <p>子育て家庭の安心・安全な暮らしの確保と対策の充実</p>	<p>全ての妊産婦やこども、その家族の健康</p> <p>相談支援の強化</p> <p>経済的支援の充実</p> <p>子育て支援サービスの充実</p> <p>支援が必要なこどもに対する施策の充実</p>	<p>○妊産婦一般健康診査</p> <p>○食育についての普及・啓発と実践</p> <p>○学童期・思春期の専門家による教育相談</p> <p>○相談体制の充実</p> <p>○不妊治療支援</p> <p>○出産・子育て家庭への支援給付</p> <p>○1号認定こども預かり保育</p> <p>○放課後児童クラブ</p> <p>○こども連携支援会議の開催</p> <p>○発達障がい者支援コーディネーターの配置</p>
<p><b>基本目標3</b></p> <p>地域におけるこどもの成長を促す場づくりと子育て支援への地域参加の推進</p>	<p>地域住民への啓発と共働</p> <p>地域資源の把握と充実</p>	<p>○子育てガイドの作成・配布</p> <p>○すくすくwake</p> <p>○和気町子育て支援センター</p> <p>○地域学校協働活動</p>
<p><b>基本目標4</b></p> <p>次世代を見据えた教育環境の充実</p>	<p>教育関係施設における多様な学びの場の整備</p> <p>地域における安心・安全の確保及び多様な活動の場の確保</p> <p>保育・教育の充実に向けた教職員の労働環境の改善と資質・能力の向上</p>	<p>○スクールカウンセリングの実施</p> <p>○学校等の関係機関との連携によるきめ細やかな支援の実施</p> <p>○学童期・思春期の心の問題に関わる相談体制の充実</p> <p>○地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる体制づくり</p> <p>○ICTを活用した業務の効率化</p> <p>○職員専門性強化のための研修会の開催</p>
<p><b>基本目標5</b></p> <p>きめ細やかな地域福祉の充実</p>	<p>社会福祉協議会、NPO団体等との連携、活動支援</p> <p>地域の相談、支援体制の充実</p> <p>総合的・分野横断的な支援の展開</p>	<p>○フード・ライフ</p> <p>○こども食堂への支援</p> <p>○児童生徒の健全育成</p> <p>○親子交流会</p> <p>○利用者支援の推進</p>

## 基本目標 1 こどもや子育て家庭への包括的な支援の体制整備と充実

### 現状と課題

- ◆ こどもや子育て家庭を取り巻く環境の変化に伴い、こどもや保護者は多岐にわたる悩みや不安に直面しています。こうした悩みや不安を払拭し、こどもや子育て家庭が安心して生活できる環境を整えるために、今ある体制や仕組みについて、一層の充実を図る必要があります。
- ◆ 様々なニーズや課題、また表面化しづらいヤングケアラーのような諸問題についても早期対応ができるように、関係部署間の情報共有や協力体制の強化が求められています。

### 施策の展開

#### 施策 1-1 相談体制の整備

##### 〔施策の方向性〕

- ◇ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援や、関係各所相互の情報共有や連携を図り、包括的に相談を受け止める体制づくりや、多様化・複雑化した課題について適切に対応できる相談体制を充実します。
- ◇ こども家庭センターを設置し、子育て世帯に対する一体的な支援と切れ目のない、漏れのない対応を行います。また、相談者の目線に立ち、適切な支援を継続して行えるよう関係機関と密な連携を図ります。そのために必要に応じて、情報共有と役割分担など支援体制を整えます。

##### 〔指標〕

指標名（事業名）	単位	現況値	目標値			
			令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
こども家庭センターの設置	—	無	有	有	有	有
こどもを守る地域ネットワーク機能強化（支援者に向けた研修会の実施）	回	1	3	3	3	3

〔主な事業〕

No	事業名	概要	担当部署等
1	こども家庭センターの設置	○母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、全ての妊産婦、子育て家庭、こどもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目ない支援を行うとともに、新たに、支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランの作成、民間団体と連携しながら支援体制を強化するための地域資源の開拓などを担います。	こどもまんなか支援室
2	こどもを守る地域ネットワーク機能強化	○こどもの安心・安全な生活を守るため、養育支援が必要な児童や保護者に対し、関係する複数の機関で支援を行う地域のネットワークの機能を強化するために、支援者に向けた専門性の高い研修会を実施します。	こどもまんなか支援室
3	要保護児童情報共有システムの導入	○児童虐待や家庭内の問題に対処するために、関係機関の間で情報共有することを目的としたシステムを導入し、児童虐待の兆候を早期に発見し、適切な対応を行います。	こどもまんなか支援室 学校教育課
4	妊娠期から継続した支援体制の整備	○妊娠期から出産後、子育てに関する様々な不安や悩みに対して、訪問や電話、来所での相談に対応し、必要に応じて関係機関と連携を図り、親子の健やかな成長と安心した子育てができるよう、継続した支援を行います。	こどもまんなか支援室
5	こどもの権利擁護に関する取組	○こどもの権利擁護に関する周知啓発や、理解の増進を図ります。和気町のこどもに関する施策やこどもの権利について網羅した条例の制定へ向けて取り組むとともに、こどもの権利が守られる体制を構築します。	こどもまんなか支援室

## 施策 1-2 サービス等のマネジメントの実施

### 〔施策の方向性〕

- ◇地域のすべての妊産婦・子どもとその家庭が、切れ目なく、漏れなく、必要な母子保健・児童福祉に係る包括的支援を受けることができるようにマネジメントします。
- ◇母子保健機能・児童福祉機能のそれぞれの機能にとどまることなく、教育・福祉・医療等のあらゆる地域の社会資源を、子どもとその家族(妊産婦含む)のために最大限に活用します。

### 〔指標〕

指標名(事業名)	単位	現況値	目標値			
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
サポートプランの作成	件	0	5	10	15	15

### 〔主な事業〕

No	事業名	概要	担当部署等
6	サポートプランの作成	○当事者のニーズに合わせた支援方針を立てる際に、当事者自身が抱える課題を把握し、活用できる支援策を知ることによって計画的な利用を促します。さらに、関係機関と支援内容などを共有し、より効果的な支援を実施します。	こどもまんなか支援室
7	要保護児童家庭への一連の支援計画・評価	○通告受付・受理会議・調査・アセスメント・支援計画作成・児童票を作成し、支援計画に沿った支援が提供されているか評価します。	こどもまんなか支援室



## 施策 1-3 関係機関との連携

### 〔施策の方向性〕

◇相談者の目線に立ち、適切な支援を継続して行えるよう関係機関と密な連携を図り、必要に応じて会議を開催し、情報共有・役割分担・支援の方向性の見直しなどを行い、支援体制を整えます。

### 〔指標〕

指標名（事業名）	単位	現況値	目標値			
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
共通支援シートを活用しての引継会	回	1	6	6	6	6
要保護児童対策地域協議会の実施（代表者・実務者）	回	4	4	4	4	4

### 〔主な事業〕

No	事業名	概要	担当部署等
8	要保護児童対策地域協議会の機能強化	○こどもの安心・安全な生活を守るため、養育支援が必要な児童や保護者に対し、関係する複数の機関で支援を行う地域のネットワークの機能を強化します。	こどもまんなか支援室
9	共通支援シートの活用（各園小中学校での引継会の利用）	○保健師や教諭などの多職種が、支援の必要なこどもと家族を理解し、適切に支援を継続させるためのシートで、これを活用して、小・中学校進学後も支援や配慮が切れ目なく受けられるようにします。	こどもまんなか支援室 学校教育課
10	児童委員による児童生徒の健全育成・児童虐待防止活動の推進	○定例会などの情報交換・意見交換の場を通じて、事例の検討や関係機関との連携を進めていきます。 ○地域において児童生徒の健全育成や虐待の防止など、こどもと子育て家庭への支援を住民と一体となって進めます。	学校教育課 社会教育課 健康福祉課
11	ヤングケアラーの早期発見と適切な支援	○行政・教育・地域の関係機関と連携し、表面化しにくいヤングケアラーの早期発見と世帯全員が適切な支援につながるよう努めます。	こどもまんなか支援室

## 施策 1-4 こどもの意見聴取

### 〔施策の方向性〕

◇こどもの意見聴取は、こども・若者が自分の意見を表明し社会に参加するための重要なプロセスです。こども議会や子ども・子育て会議、アンケート調査により意見聴取するとともに、直接意見を聞く場を設けて、和気町の施策に反映していきます。

### 〔指標〕

指標名（事業名）	単位	現況値	目標値			
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
こどもの意見聴取	回／年	2	3	3	3	3

### 〔主な事業〕

No	事業名	概要	担当部署等
12	中学生模擬議会	○こどもたちに議会や町政についての理解を深めてもらい、将来の有権者としての意識を育みます。	総務課
13	こどもの意見聴取	○こどもや若者に関する幅広い施策について、当事者であるこどもや若者、その保護者の意見反映を実践・推進するために、多様な手法を組み合わせながら、意見を聴取します。聴取結果の報告及び実践・評価は、子ども・子育て会議等で行います。	こどもまんなか支援室

## 基本目標 2 子育て家庭の安心・安全なくらしの確保と対策の充実

### 現状と課題

- ◆核家族化の進行、地域とのつながりの希薄化など家庭や地域を取り巻く環境の変化に伴い、祖父母や近隣の人から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況があり、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくありません。産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制を強化する必要があります。

### 施策の展開

#### 施策 2-1 全ての妊産婦や子ども・その家族の健康

##### 〔施策の方向性〕

- ◇乳幼児の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防の観点に加え、悩みを抱える保護者等への相談支援につなげ、児童虐待の予防や早期発見にも資するよう、乳幼児健康診査等を推進します。
- ◇産後ケア事業の提供体制の確保や養育者のメンタルヘルスに係る取組を進めるなど、産前産後の支援の充実に努めます。
- ◇子どもたちの発育・発達を支援するために、食事を通じて子どもたちが自らの食生活を見直し、健康的な選択をする力を育むことができるよう取り組みます。
- ◇食育の推進は、和気町健康づくり推進計画における栄養・食生活に関する計画や和気町食育推進計画に基づき、実施します。

##### 〔指標〕

指標名（事業名）	単位	現況値	目標値			
			令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
産後ママ安心ケア延べ利用者数	人	45	50	50	50	50
育児相談（わけっ子おいでおいで）延べ参加者	人	100	100	100	100	100

〔主な事業〕

No	事業名	概要	担当部署等
14	妊産婦一般健康診査	○妊婦健康診査を医療機関に委託して実施しています。異常の早期発見・早期治療を図り、母子ともに健康で安心した出産ができるよう、母体の健康管理を支援します。 ○妊婦健診14回、血液検査2回、超音波検査4回、産婦健診として2回の費用を公費で負担します。	こどもまんなか支援室
15	母子健康手帳交付	○安全な妊娠・出産のための情報提供や、妊娠・出産・子育てに関する一貫した記録など、母子の健康管理に活用するための母子健康手帳を交付します。	こどもまんなか支援室
16	乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）	○赤ちゃんが生まれた全ての家庭を訪問し、育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、こどもに関する健診や制度、予防接種の説明を行うとともに、こどもの体重を測定し、親子の心身の状況が健やかであるように支援します。 ○必要に応じて家庭訪問等による継続支援を行います。	こどもまんなか支援室
17	産後ママあしんケア	○出産後、自宅に戻った後にも助産師や指定の実施機関等からケアを受けることができます。出産後12か月以内の母子について、ケアの費用の一部を町が負担します。	こどもまんなか支援室
18	乳幼児健診	○集団健診（和気町保健センター）に小児科医師や歯科医師・歯科衛生士・作業療法士・心理相談員・栄養士・保健師など専門員を揃えて行われます。	こどもまんなか支援室
19	育児相談・子育て支援教室（ぼかぼか教室）	○乳幼児をもつ保護者が安心して子育てできるように、保護者の気持ちに寄り添い、具体的な対応や必要な情報を伝えていきます。	こどもまんなか支援室
20	定期予防接種	○感染の恐れがある病気の発生やまん延を防止するために予防接種（法律で接種することが勧められているワクチン）を実施し、乳幼児や児童生徒の保健衛生の向上を図ります。	こどもまんなか支援室
21	こどもの事故予防のための啓発	○赤ちゃん訪問や乳幼児健診等の場を通じて、誤飲、転落・転倒、やけど等、事故予防のための啓発等の取組を進めます。 ○役場窓口や、イベント等において、起こりやすい事故等に対する注意喚起をしながら、安全な環境整備を行います。	こどもまんなか支援室
22	小児救急医療の充実	○在宅当番医制・病院群輪番制で対応しています。小児医療は特に救急対応の強化が重要であり、今後、広域的なネットワークの整備等、県、近隣市、関係機関との体制づくりに積極的に取り組みます。	健康福祉課

No	事業名	概要	担当部署等
23	学校における健康診断	○各園、小中学校における健康診断を学校保健安全法に基づいて実施します。	学校教育課
24	食育についての普及・啓発と実践	○こどもの基本的な食習慣を形成するために、園・小中学校で配布する給食便りを通じて家庭の役割や食育の重要性について普及・啓発します。 ○和気町栄養改善推進委員をはじめボランティア団体等と協働し、親子料理教室等を開催し、食事についての望ましい習慣を学びながら、食を楽しむ機会を提供します。 ○にこにこ園の栄養士・保育教諭、小中学校の栄養士・学校栄養職員を中核として、毎日の給食、また調理実習や農業体験を通し、年齢・学年に応じた食育活動を実践します。	健康福祉課 教育総務課 学校教育課
25	ブックスタート	○こどもとその保護者に絵本を手渡し、絵本を介して心ふれあうひとときを持つことを目的とした活動です。こどもが早い段階から本に触れる機会をつくることで、保護者と一緒に絵本を開く「楽しい体験」を提供し、親子の絆を深めることにも寄与していきます。	社会教育課
26	母子保健 DX 化	○母子保健・子育て関連事業に係る手続き等をデジタル化し、子育て家庭の利便性の向上を図ります。	こどもまんなか支援室



## 施策 2-2 相談支援の強化

### 〔施策の方向性〕

- ◇こども自身や、子育て家庭等からの相談に応じ、それぞれに適切な支援を行うことによって、こどもの福祉を図り、その権利を守ります。またこどもの年齢があがるにつれて、多様化・複雑化する悩みを抱える児童生徒一人ひとりに対し、きめ細かく対応するために、学校とともに各分野の専門家の支援による相談体制の強化が求められています。
- ◇学童期・思春期においても、いじめや不登校など様々な悩みを抱えたこどもや保護者が相談しやすい環境を醸成し、専門家の適切な支援に繋げ、細やかな相談対応の質向上に努めます。

### 〔指標〕

指標名（事業名）	単位	現況値	目標値			
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
相談対応件数	件	700	750	750	800	800
相談対応従事者の増員	人	2	2	2	3	3

### 〔主な事業〕

No	事業名	概要	担当部署等
27	学童期・思春期の専門家による教育相談	○スクールカウンセラー配置事業やスクールソーシャルワーカーの活用などにより、こどもたちの心のケアに努めます。 ○こどもの教育に関して課題をもつ保護者、内面に悩みをもつ児童生徒に対して教育相談を実施し、専門的な知識と経験を有する専門員がカウンセリングを行います。	学校教育課 こどもまんなか支援室
28	相談体制の充実	○こどもまんなか支援室に相談があった場合には、内容により関係機関と連携して、より適切な支援を行います。	こどもまんなか支援室
29	専門職による児童相談	○常時専門職が相談を受けられる体制づくりを行います。	こどもまんなか支援室 学校教育課



## 施策 2-3 経済的支援の充実

### 〔施策の方向性〕

◇経済的な事情により、結婚や子育てに不安を感じている若者が増えています。結婚から出産後まで様々な経済的支援を実施することで負担を軽減し、安心して生活できる子育て環境を整備します。

### 〔指標〕

指標名（事業名）	単位	現況値	目標値			
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
日常生活用品買い物支援 （未就学児童が属する世帯）	世帯	55	56	56	56	56
新生児出産祝金	児	40	43	46	49	52

### 〔主な事業〕

No	事業名	概要	担当部署等
30	結婚新生活支援	○新生活をはじめめる新婚世帯に、引っ越し費用及びリフォーム費用の一部を補助します。	まち経営課
31	不妊治療支援	○医療機関において不妊症と診断され、その治療を受けた場合において、その治療費の一部を助成します。	こどもまんなか支援室
32	不育治療支援	○1年以上町内に住所を有し、不育症のためこどもを持つことが困難な夫婦に対し、医療保険対象外の不育治療を受けた場合において、その治療費等の一部を助成します。	こどもまんなか支援室
33	出産・子育て家庭への支援給付	○妊娠期から出産・子育てまで一貫した相談支援を行うとともに、経済的支援として出産・子育て応援金を支給します。	こどもまんなか支援室
34	新生児出産祝金	○1年以上町内に住所を有し、出産された方を対象に出産祝金を支給します。	こどもまんなか支援室
35	出産育児一時金	○国民健康保険に加入の被保険者が出産した時に、出産育児一時金を支給します。	住民課
36	乳幼児及び児童生徒等医療費助成	○町内に住所を有する18歳を迎える年の年度末までの、乳幼児及び児童生徒に、自己負担医療費（保険適用外経費等を除く）を給付します。	住民課

No	事業名	概要	担当部署等
37	児童手当	○町内在住の18歳までの児童を監護する保護者に対して、手当を支給します。	こどもまんなか支援室
38	児童扶養手当	○父母が婚姻を解消した時や死亡した時など、児童を養育している父、母または養育者に手当を支給します。	こどもまんなか支援室
39	ひとり親家庭等医療費助成	○ひとり親家庭の方が支払った医療費の自己負担額(入院時の食事代を除く)を助成します。	住民課
40	障害児福祉手当	○精神又は身体に重度の障がい有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の人に支給します。	健康福祉課
41	特別児童扶養手当	○精神または身体に重度あるいは中程度の障がいがある20歳未満の児童を監護している保護者に対して、手当を支給します。	こどもまんなか支援室
42	おむつ購入サポート	○町内在住の0歳から3歳までの児童について、おむつとおしりふきを無償提供します。	こどもまんなか支援室
43	タクシー利用助成	○和気町在住の妊産婦(母子手帳交付日から出産予定日の1年後まで)を対象に助成します。	健康福祉課
44	日常生活用品買い物支援	○就学前児童がいる世帯を対象に、日常生活用品の買い物を支援します。	健康福祉課



## 施策 2-4 子育て支援サービスの充実

### 〔施策の方向性〕

◇共働き世帯の増加やライフスタイル・価値観の多様化等により、様々な子育て支援サービスが求められています。地域の中で子どもたちを育み、子育てに対する不安や負担を抱え込むことなく、安心して子育てができるよう、それぞれの家庭のニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。

### 〔指標〕

指標名（事業名）	単位	現況値	目標値			
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延長保育	回	877	900	900	900	900
一時預かり、乳児等通園支援	日	89	100	100	100	100

### 〔主な事業〕

No	事業名	概要	担当部署等
45	延長保育	○保護者の就労時間等に合わせて、保育時間を延長して園児を保育します。	教育総務課
46	一時預かり	○仕事、冠婚葬祭、病気、疲労、看護、介護などの社会的または私的な理由により保護者が保育できない時、にこにこ園2か所において、一時的に保育を行います。	教育総務課
47	乳児等通園支援（こども誰でも通園制度）	○保護者の就労要件を問わず、園に在籍していない満0歳6か月から満3歳未満の乳幼児をにこにこ園2か所において、時間単位で預かります。	教育総務課
48	1号認定こども預かり保育	○にこにこ園（1号認定こども園）において、通常の預かり時間外にこどもを預かります。	教育総務課
49	病児・病後児保育の実施に向けた検討	○病児・病後児保育事業の実施に向けて、医療機関の実施施設との連携や協議を進めていきます。	こどもまんなか支援室
50	放課後児童クラブ	○仕事や病気などで、昼間、保護者が家にいない家庭の小学生を、放課後や土曜日、長期休暇など学校の授業が休業している時に預かります。 ○クラブでは、支援員が子どもたちの健全な育成と遊びや生活の支援を行います。 ○家庭の環境にとらわれず、利用しやすい環境づくりを目指します。	こどもまんなか支援室

## 施策2-5 支援が必要な子どもに対する施策の充実

### 〔施策の方向性〕

- ◇保健・医療・福祉・教育等の関係各課との密接な連携の下、障がいや疾病等、特別に配慮を要する子どもの支援を推進していきます。また、障がいの早期発見等のための母子保健事業を推進するほか、発達段階に応じて切れ目なく、漏れなく必要な支援が受けられるようネットワークの構築を図ります。
- ◇障がいや発達に特性のある子ども・若者とその家庭が安心して暮らすことができる地域社会の実現が求められています。障がいや発達に特性のある子ども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれの置かれた環境やライフステージに応じて、子育て支援との連携の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援します。

### 〔指標〕

指標名（事業名）	単位	現況値	目標値			
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子ども連携支援会議実施回数	回	12	12	12	12	12

### 〔主な事業〕

No	事業名	概要	担当部署等
51	子ども連携支援会議の開催	○子どもが障がいや貧困等の環境要因に左右されることなく、地域の中で健やかに成長するために、関係各所と連携して、環境を整えます。	健康福祉課 子どもまんなか支援室
52	教育に特別な配慮が必要な子どもについて適切な教育的支援	○学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症など、教育に特別な配慮を要する子どもについて、指導者の資質向上を図りつつ、適切な教育的支援を行います。	学校教育課
53	にこにこ園や放課後児童健全育成における障がい児の受け入れ	○保育教諭の研修、加配職員の配置など、にこにこ園における障がい児の受け入れ体制を充実させます。 ○障がい児受入推進事業の補助金を活用するなど、専門指導員の確保等に努めます。	教育総務課 子どもまんなか支援室
54	共通支援シートの活用（各園小中学校での引継会の利用）（再掲）	○保健師や教諭などの多職種が、支援の必要な子どもと家族を理解し、適切に支援を継続させるためのシートで、これを活用して、小・中学校進学後も支援や配慮が切れ目なく受けられるようにします。	子どもまんなか支援室 学校教育課
55	要保護児童等ハイリスク家庭への直接支援（訪問・相談・面接等）	○ハイリスク家庭への訪問相談等を行い、家庭環境の改善を目指します。	子どもまんなか支援室

No	事業名	概要	担当部署等
56	発達障がい者支援コーディネーターの配置	○発達障がい者支援コーディネーターを配置し、個々のニーズに合った支援の充実を図ります。	健康福祉課 学校教育課 教育総務課
57	障がい児福祉サービス	○支援を必要とする子どもや家族のニーズを把握し、適切にサービスを利用できるようにします。サービス利用については、相談支援事業所や、学校関係、発達支援コーディネーター等と協力しながら、適切な支援へつなげます。	健康福祉課



## 基本目標 3 地域におけるこどもの成長を促す場づくりと 子育て支援への地域参加の推進

### 現状と課題

- ◆ 共働き家庭が増える中で、地域活動に参加する時間が取れない保護者も多く、困っていることなどがあっても、近所に気安く尋ねることができない状況に陥りがちです。そうした保護者が容易に情報や支援を得ることができる手段や機会を設ける必要があります。
- ◆ 保護者にとって安心してこどもが過ごすことができ、かつ地域住民が子育て支援に参加できる場所を用意し、地域全体で子育てを支援する環境を整える必要があります。

### 施策の展開

#### 施策 3-1 地域住民への啓発と共働

##### 〔施策の方向性〕

- ◇ 母子手帳アプリ（すくすくwake）など様々な媒体を通して、子育てに関する有用な情報を住民に知らせます。
- ◇ SNSなどのデジタル媒体を活用し、地域住民や保護者に向けた情報提供を強化するとともに、子育てに関する施策や支援内容をわかりやすく周知します。

##### 〔指標〕

指標名（事業名）	単位	現況値	目標値			
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
住民に向けた子育てに関する講座の実施	回	1	1	1	2	2

##### 〔主な事業〕

No	事業名	概要	担当部署等
58	子育てガイドの作成・配布	○子育て支援サービス等を周知することを目的とした「子育てガイドブック」を作成・配布し、情報の発信を行います。 ○情報を提供する媒体、内容の更新等を検討し、より対象者にわかりやすい媒体を作成し配布します。	こどもまんなか支援室
59	すくすくwake	○こどもの健診情報やこどもが遊べる施設の情報など子育てに役立つ機能を搭載したアプリ「すくすくwake」の充実を図ります。	こどもまんなか支援室

## 施策 3-2 地域資源の把握と充実

### 〔施策の方向性〕

- ◇地域の中で多様な体験活動ができる場、こどもとその保護者が安心・安全に過ごすことができるような環境整備と居場所づくりを進めます。
- ◇様々な体験活動やスポーツなど、地域の高齢者や子育て経験者、中学生・高校生など幅広い人材から協力いただけるよう、活躍の場の整備や参加の呼びかけを進めていきます。
- ◇児童館を活用した事業を展開し、青少年の健全な育成を目指します。

### 〔指標〕

指標名（事業名）	単位	現況値	目標値			
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子育て支援センター利用者数	組/月	497	502	508	514	520
子どもひろば利用児童数	組/月	443	664	990	990	990
放課後児童クラブ登録児童数	人	169	217	208	194	177

### 〔主な事業〕

No	事業名	概要	担当部署等
60	和気町子育て支援センター	○子育てに関するだけでなく、様々な相談対応を行うとともに、親子の交流を促したり、妊娠や子育てに関する講座を開催するなど、総合的な子育て支援を実施します。	こどもまんなか支援室
61	和気町子どもひろば	○未就学児と保護者が雨の日や真夏、真冬でも安心・安全・快適に遊べます。砂場やボルダリング、こどもに優しいクッション滑り台など、こどもの成長に合わせた遊びができる憩いの場とし、町内外の子育て家庭の交流の場とします。	こどもまんなか支援室
62	幼児クラブ	○未就園の乳幼児と保護者の会で、親子の友だちづくりや地域の情報交換の場として、保護者が企画・運営し、定期的に集まって活動します。	こどもまんなか支援室
63	児童の居場所づくりの推進	○放課後や休日に地域においてこどもが自主的に参加し、いろいろな活動を体験しながら、安全に過ごすことができる居場所づくりを推進します。	社会教育課 こどもまんなか支援室
64	児童館活動の充実	○児童館において、絵本の読み聞かせ等、様々な親子のふれあい事業を展開し、子育て家庭が気軽に利用できる自由な交流の場としての機能の充実を図ります。	こどもまんなか支援室

No	事業名	概要	担当部署等
65	地域との連携による多様な体験活動の推進	○各園・小中学校における総合的な学習や学校・園行事等において、地域との連携を進めながら多様な体験活動を展開します。	学校教育課
66	総合型地域スポーツクラブ・スポーツ・文化芸術活動の指導者の育成	○総合型地域スポーツクラブの育成、スポーツ・文化芸術活動の指導者の育成等こどもたちの多様なスポーツ・文化芸術活動のニーズに応える地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を図ります。	社会教育課 学校教育課
67	児童図書や乳幼児対象の読み聞かせ	○図書館や子育て支援センターにおいて、乳幼児等を対象とした絵本の読み聞かせ等を実施します。出張による読み聞かせも行います。	社会教育課
68	和気町子ども塾	○「ふるさとを愛する子どもの育成」を目指した体験型の塾「和気町子ども塾」を全小学校で実施しています。町の豊かな自然・歴史ある文化・地域の人たちとのふれあいを通して、ふるさとのよさを実感し、ふるさとに誇りを持つこどもの育成に取り組んでいきます。	社会教育課 学校教育課
69	地域学校協働活動	○地域の人々やボランティアから、こどもたちが地域の文化や歴史を学び、地域への愛着を持つようなになることを目的に活動します。 ○各園・小中学校、にこにこ園で開設し、家庭・地域・学校の連携支援に取り組んでいきます。	社会教育課
70	地域における子育て支援ボランティアの養成	○社会福祉協議会等と連携しながら、一時保育の保育者や放課後児童クラブの職員など、子育て支援に協力いただける人材を、ボランティアの養成などを通じて確保していきます。	教育総務課 社会福祉協議会



## 基本目標 4 次世代を見据えた教育環境の充実

### 現状と課題

- ◆現在の小中学校の教育環境は様々な課題に直面しており、その解決のために教育の質の向上と、安全で安心な教育環境の構築が求められています。教職員の指導力を強化するだけでなく、学校外の専門人材を積極的に配置し、学習指導や教育相談を充実させる施策が進められています。
- ◆いじめや不登校の問題は依然として存在し報道されています。こども一人ひとりに寄り添い、適切な対応が取れるよう学校・家庭・地域が一体となって支援体制を強化していく必要があります。
- ◆全国的に教育現場でのICT化が進められており、和気町でもICTを推進し、質の高い学びの環境を整えることが必要です。

### 施策の展開

#### 施策 4-1 教育関係施設における多様な学びの場の整備

##### 〔施策の方向性〕

- ◇こどもたちの健やかな成長・発達を促し、豊かな人間性を育むために、こどもたちの学習の場であり、生活の場でもある学校教育環境の充実を図ります。
- ◇各学校区において、学校園所間の連携と交流はもちろん、地域人材の活用等、地域環境を核とした魅力ある教育活動を展開していきます。

##### 〔指標〕

指標名（事業名）	単位	現況値	目標値			
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小中学校における長期欠席者のうち、学校内外の多様な学びの場とのつながりがないこどもの数	人	0	0	0	0	0
小・中学校でスクールカウンセリングを受けた児童生徒・保護者の延べ人数	人	283	285	285	285	285

〔主な事業〕

No	事業名	概要	担当部署等
71	スクールカウンセリングの実施	○学校において生徒や教職員、保護者が抱える心の問題や悩みを解決するため、主に心理の専門家であるスクールカウンセラーが個別のカウンセリングやグループセッションを通じて、心のケアを行います。	学校教育課
72	学校等の関係機関との連携によるきめ細やかな支援の実施	○こどもの課題について関係機関との話し合いが必要な場合には、互いに連携して、きめ細やかな支援を行います。 ○異校種間のトラブル等の解決に向けて、即座に動ける体制づくりを進めていきます。	学校教育課
73	にこにこ園と小学校との円滑な連携	○園から小学校へと円滑に移行できるよう、架け橋プログラムを作成し、にこにこ園と小学校との連携を図ります。	学校教育課
74	こども一人ひとりに応じたきめ細やかな指導の充実	○こども一人ひとりの個性や能力を十分に伸ばすことができるよう、こどもの実状把握や特性を理解して、それに対応した効果的な指導・支援を進めます。 ○キャリア教育実践のための効果的なツールとなる「キャリア・パスポート」を導入・活用し、児童生徒が将来の夢の実現に向けて早くから考えていける体制をつくりま	学校教育課
75	ゲストティーチャーなどを招いての学校教育の活性化	○小中学校では、総合的な学習等を中心に様々な分野の人をゲストティーチャーとして招き、活力のある学校づくりに取り組みます。	学校教育課
76	道徳教育の充実	○豊かな心を育むため、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、こどもの心に響く道徳教育の充実を図ります。また、公開授業を通して教員の指導力向上を行います。 ○「人権のまち和気町」を合い言葉に、人権教育を中心に据えた道徳教育を進めます。	学校教育課
77	健康教育の推進	○生涯にわたる心身の健康の保持・増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身につけるために、こどもたちへの健康教育を推進します。 ○基本的な生活習慣を身につけ健康な生活を送るために、日常の生活指導、保健学習等による指導を行います。 ○年2回長期休業明けにSRK（生活リズム向上）週間を設定し、家族・町ぐるみで取組を進めます。	学校教育課 健康福祉課
78	学校評議員制度、学校運営協議会の活用	○学校運営協議会が校園長の求めに応じて意見を述べ、学校の自主性・主体性の確立と、より一層地域に開かれた学校づくりのための支援を行います。	学校教育課



## 施策 4-2 地域における安心・安全の確保及び多様な活動の場の確保

### 〔施策の方向性〕

◇和気町が実施している公営塾や町内スポーツ・文化クラブを周知し、学校外でのこどもの居場所を増やす取組、地域社会との連携による見守り体制の整備、交通安全教育の実施など、こどもたちが安心して過ごせる環境づくりを進めます。

### 〔指標〕

指標名（事業名）	単位	現況値	目標値			
			令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
公営塾の利用実績（利用者/対象者）	%	14	15	20	20	25
子ども 110 番の家設置件数	件	162	165	165	165	165
町内スポーツ・文化クラブ等へのこどもの延べ参加人数	人	650	700	750	780	800

### 〔主な事業〕

No	事業名	概要	担当部署等
79	学童期・思春期の心に関する相談体制の充実	○学校に心のケアを専門とするスタッフを配置し、こどもたちが気軽に相談できる環境を整えます。また、教職員に対する研修も行い、こどもの心の問題に寄り添える体制を充実します。	学校教育課
80	公営塾の実施	○地域の教育環境を改善し、こどもたちに平等な学習機会の提供と学校外での居場所づくりの創出を行います。	社会教育課
81	地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる体制づくり	○地域の学校や団体との連携を強化し、地域イベントや活動に参加することで、相互に協力し合い、活動の幅を広げます。また、地域の特性を活かした活動を展開することで、地域の活性化にも寄与します。	社会教育課
82	こどもたちを有害環境から守るための取組	○関係機関、ボランティア等の地域住民と連携・協力し、性、暴力等の有害情報から守ります。 ○和気町補導センターが、関係機関からの有害情報を入手した際に、学校等関係機関への情報伝達を行います。	社会教育課

No	事業名	概要	担当部署等
83	通学路や公園等における防犯設備の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通学路や公園等における防犯灯の整備などを推進し、地域住民等の防犯協力体制の整備を図ります。</li> <li>○今後も幹線道路や通学路などを中心に、計画的に防犯灯の整備を進めていくとともに、順次、寿命が長く発光効率が高いLEDへの取り替えを進めていきます。</li> <li>○警察や学校と協議しながら、通学路付近を中心に防犯カメラの設置を進めていきます。</li> </ul>	危機管理室
84	犯罪・事故等の被害から子どもを守るための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもを犯罪等の被害から守るため、警察をはじめとした関係機関・団体との情報交換を定期的に行います。</li> <li>○県の不審者情報「ももくん・ももかちゃん安心メール」の普及を図ります。</li> </ul>	学校教育課 社会教育課
85	学校付近や通学路におけるパトロール活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもを犯罪等の被害から守るため、学校付近や通学路等におけるPTA等のボランティア、警察署等の関係機関・団体と連携したパトロール活動を推進します。</li> <li>○青パト（青色回転灯装備車）による自主防犯パトロール範囲を拡大し、防犯に向けた取組を進めます。</li> </ul>	社会教育課 学校教育課 危機管理室
86	「子ども110番の家」等のボランティア活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもが犯罪等に遭った時の緊急避難場所である、「子ども110番の家」等の防犯ボランティア活動を支援します。</li> <li>○「子ども110番の家」の設置状況の把握を進めるとともに、各学区内の家庭に依頼し、設置を推進します。</li> </ul>	危機管理室 社会教育課
87	被害を受けた子どもに対するカウンセリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもたちの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリングを実施します。</li> <li>○事件や事故の状況をもとに教育委員会として必要であると判断した時、学校からの要請があった時などに、子どもに対するカウンセリング等の支援を行います。</li> <li>○小中学校におけるいじめ防止対策会議での報告・協議内容など、情報把握を進めていきます。</li> </ul>	学校教育課 子どもまんなか支援室
88	交通安全教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもや保護者を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を実施します。</li> <li>○にこにこ園、小中学校において交通安全教室を開催します。</li> </ul>	学校教育課 教育総務課

No	事業名	概要	担当部署等
89	児童生徒の安全管理	<p>○各学校において、児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、家庭や地域の関係機関・関係団体とも連携しながら、安全管理に関する取組を継続的に行います。</p> <p>○安全に関わる情報及び指導については、メール等を使った連絡体制や必要に応じて町内の学校・園、町長部局、教育委員会が連携してこどもの安全を守る活動を進めていきます。</p>	学校教育課 社会教育課 教育総務課
90	青少年の性に関する問題等についての教育・啓発	<p>○青少年の性の逸脱行動の問題点について、教育・啓発を推進します。</p> <p>○小中学校の学級活動や保健学習の時間の中で、身体の発達や心の健康について学ぶ機会を設定します。</p> <p>○10代の人工妊娠中絶、性感染症罹患率の増大等の問題に対応するために、性に関する健全な考え方を育むとともに、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ります。</p>	学校教育課
91	喫煙や薬物等に関する教育	<p>○小中学校において、学級活動や保健学習の時間の中で、喫煙や薬物等に関する教育をはじめ、外部講師を招くなどして健康な生活と病気の予防についての学習を計画的に進めます。</p>	学校教育課 健康福祉課

### 施策 4-3 保育・教育の充実に向けた教職員の労働環境の改善と資質・能力の向上

#### 〔施策の方向性〕

- ◇教職員の労働環境の改善と資質・能力の向上のため、校務DX（デジタルトランスフォーメーション）を導入し、業務の効率化・情報共有の促進・働き方改革を目指します。
- ◇適切なICT等活用により、こどもにも先生にも望まれる教育環境を実現します。
- ◇GIGAスクール構想実現に向けてICT環境を整備し、生徒にタブレット、高速大容量の校内LAN、ICT支援員を配備し、デジタル格差や障がいのない、公平で持続可能な教育環境の実現を目指します。

#### 〔指標〕

指標名（事業名）	単位	現況値	目標値			
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
教職員の時間外在校等時間（年平均）	時間	小 378 (R5) 中 579 (R5)	小 360 中 500	小 360 中 360	小 360 中 360	小 360 中 360

※令和8年度秋から土日完全地域移行

#### 〔主な事業〕

No	事業名	概要	担当部署等
92	ICTを活用した業務の効率化	○教職員がICTを効果的に活用できるようにするための研修を行い、デジタル教育のスキルを向上させます。	学校教育課
93	こどもと向きあう時間確保のための環境整備	○ICTの活用により業務の効率化を図ることで、教職員一人ひとりがこどもと向き合う時間を確保できるようにします。	学校教育課
94	教員に対する適正な評価の実施	○評価シートの活用などにより、教員一人ひとりの能力や実績等を適正に評価します。 ○小中学校、にこにこ園で年2回以上の学校訪問、教職員研修等を実施し、教員の指導力の向上を図り、「教職員評価・育成システム」による適正な評価を進めます。	学校教育課
95	職員専門性強化のための研修会の開催	○幼児教育担当者を配置し、専門性の向上に向けて指導・育成を行います。また、公私・施設類型を問わず町内の教育・保育施設合同で研修会を実施するなど、町全体の幼児教育・保育の質の向上を図ります。	学校教育課
96	にこにこ園ICT導入	○ICT導入により業務が効率化することで、保育教諭がこどもたちと向き合う時間を確保し、園全体の保育の質の向上を図ります。	教育総務課

## 基本目標 5 きめ細やかな地域福祉の充実

### 現状と課題

- ◆核家族化や地域のつながりの希薄化により、経済的に困窮していても相談や助けを求めることができない場合があります。それぞれの家庭の状況に応じた包括的な支援に取り組むとともに、関係機関と連携し、早期の自立を支援する必要があります。
- ◆こどもの貧困対策や地域交流促進活動が安定して継続するために、情報の周知や関係機関との調整等の支援が必要です。
- ◆地域住民やNPOと協力した交流・啓発活動を推進し、家庭教育の向上や保護者の孤立化防止に取り組む必要があります。

### 施策の展開

#### 施策 5-1 社会福祉協議会、NPO団体等との連携、活動支援

##### 〔施策の方向性〕

- ◇保育・教育の現場と社会福祉協議会、ボランティア、NPO団体等とが連携し、こどもや家庭に対する支援が一層効果的となることを目指します。
- ◇地域に根ざしたこども食堂や地域のサロン活動などに、住民の自発的な参加を促し、地域のつながりを強化します。

##### 〔指標〕

指標名（事業名）	単位	現況値	目標値			
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
こども食堂実施回数	回	13	24	24	24	24

##### 〔主な事業〕

No	事業名	概要	担当部署等
97	フード・ライフ	○住民の方から提供された食料品(フード)や生活用品(ライフ)などを様々な理由で生活が困窮している方へ提供します。 ○町内のNPO団体と連携し、フードロスの解消に向けた活動にも取り組みます。	社会福祉協議会
98	こども食堂への支援	○こども食堂を実施するNPO団体等に、運営方法やアドバイザーの紹介をする他、実施日などの情報の周知を行います。	こどもまんなか支援室

## 施策 5-2 地域の相談、支援体制の充実

### 〔施策の方向性〕

◇民生委員・児童委員・愛育委員・栄養改善推進員等は、地域の身近な相談相手として必要な支援や行政との取り次ぎを行います。誰もが住みやすく、健康に過ごせる地域を目指し、妊婦や子育て家庭に対する見守りや声かけ、支援等の委員活動の充実に努めます。

### 〔指標〕

指標名（事業名）	単位	現況値	目標値			
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
こどもに関する相談・支援 （福祉行政報告例）	回	545	880	880	880	880

### 〔主な事業〕

No	事業名	概要	担当部署等
99	児童生徒の健全育成	○民生委員・児童委員は、相談支援や見守り活動、地域との連携を通じて、地域のこどもたちが安心して成長できる環境づくりに努めます。	健康福祉課
100	児童虐待防止活動の推進	○小中学校や認定こども園との連携を強化し、情報共有を行うことで、虐待の早期発見と防止に向けた取組を行い、地域のこどもたちが安全に生活できるよう努めます。	こどもまんなか支援室
101	赤ちゃん訪問	○赤ちゃんが生まれた家庭に、その地区を担当する愛育委員・栄養改善推進委員が訪問します。	健康福祉課
102	乳児ふれあい体験	○愛育委員は、中学校、保護者と連携し、中学生が乳児やその保護者とのふれあい体験を通じて、育児に触れ、自身も大切に育てられてきた存在であり、家族や地域の一員であると感じることが出来るよう取組み、継続していきます。	健康福祉課
103	親子交流会	○愛育委員、栄養改善推進委員が、子育て支援センターで行う未就園児の親子同士の交流を目的とした取組を行います。子育て支援センターや幼児クラブと連携し、子育てのしやすい環境づくりに努めます。	健康福祉課
104	親子訪問	○愛育委員、栄養改善推進委員が、同じ区に住む生後5～6か月の親子を訪問し、育児中のお母さんを労い、今後の子育てを見守る取組です。町内企業（プレゼント提供）とも連携し、親子の健康づくりに努めます。	健康福祉課



### 施策 5-3 総合的・分野横断的な支援の展開

#### 〔施策の方向性〕

- ◇子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行い、また、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行っていきます。
- ◇重層的支援体制と児童福祉制度の連携を進め、こどもとその家族が直面する様々な課題に対して、専門機関や地域の支援団体が協力して、迅速に支援する仕組みを構築します。

#### 〔指標〕

指標名（事業名）	単位	現況値	目標値			
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ケース会議実施回数	回	0	12	12	12	12
利用者支援事業 ひろば事業実施回数	回	0	12	24	24	24

#### 〔主な事業〕

No	事業名	概要	担当部署等
105	こども連携支援会議の開催（再掲）	○こどもが障がいや貧困等の環境要因に左右されることなく、地域の中で健やかに成長するために、関係各所と連携して、環境を整えます。	健康福祉課 こどもまんなか支援室
106	利用者支援の推進	○子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や子育て支援センター、医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。	こどもまんなか支援室
107	和気町子育て支援センター（再掲）	○子育てに関するだけでなく、様々な相談対応を行うとともに、親子の交流を促したり、妊娠や子育てに関する講座を開催するなど、総合的な子育て支援を実施します。	こどもまんなか支援室





# 第5章

## 事業の量の見込みと 確保方策



## 1 保育・教育に関する施策・事業

こども・子育て支援法では、幼児期における教育・保育施設の提供や地域子ども・子育て支援事業を実施する単位として、「教育・保育提供区域」を定めることとされています。

和気町では、効率的な資源の活用を可能とし、町内のニーズを柔軟に吸収できるよう、教育・保育提供区域を1区域（全町）とします。

## 2 幼児期における教育・保育

### (1) 保育の必要性の認定

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなっています（子ども・子育て支援法第19条等）。

#### 1号認定・2号認定・3号認定の区分

認定の種類		対象年齢	保育の必要性	利用する施設
1号	教育を希望	3歳以上	必要なし	認定こども園（にこにこ園教育利用）
2号	保育を希望		必要あり	認定こども園（にこにこ園保育利用）
3号		0～2歳		

#### 保育の必要性について

就労（月48時間以上）  
妊娠・出産  
保護者の疾病・障がい  
同居又は長期入院等している者の介護・看護  
災害復旧  
求職活動  
就学  
虐待やDVのおそれがあること  
育児休業中に、既に保育を利用しているこどもがいて継続利用が必要であると認められること  
その他、上記に類する状態として町が認める場合

## (2) 年度ごとの量の見込みと確保方策

就学前児童を対象としたニーズ調査の結果をもとに、国が示す「第2期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方」から算出されたニーズ量（量の見込み）に対して、計画年度における確保の方策を設定します。

なお、国が示す算出方法に従って量の見込みを計算すると、利用実績と大きくかけ離れていると判断されたものは、補正を行っています。

### <確保方策の考え方>

- ◇にこにこ園を中心に、1号認定（教育利用）、2・3号認定（保育利用）に対応していきます。
- ◇教育及び保育の潜在的なニーズも含め、確保が不足する区分については、受け入れ態勢の整備と確保に努めます。
- ◇保育の質の確保に注力し、保育サービス第三者評価の受審やにこにこ園での自己評価を推進します。

### (1) 1号認定（認定こども園） 3-5歳

推計児童数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人／年）	105	105	105	105	105
②確保方策（人／年）	105	105	105	105	105

### (2) 2号認定（認定こども園） 3-5歳

推計児童数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人／年）	248	248	248	248	248
②確保方策（人／年）	248	248	248	248	248

### (3) 3号認定（認定こども園） 0-2歳

推計児童数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（0歳）（人／年）	36	36	36	36	36
②確保方策（人／年）	36	36	36	36	36
①量の見込み（1-2歳）（人／年）	161	161	161	161	161
②確保方策（人／年）	161	161	161	161	161

### 3 教育・保育の一体的提供と推進の考え方

---

#### (1) 幼保連携型認定こども園に関する方針

にこにこ園は、平成 29 年の統合以降、幼保一体化施設として運営をしてきましたが、令和 6 年度より幼保連携型認定こども園に移行することになりました。これまでと同様に、幼保連携型認定こども園として幼稚園機能と保育園機能を併せ持ち教育と保育を一体的に提供することで保護者の就労状況が変化した場合でも、転園することなく柔軟に対応することができます。

#### (2) 質の高い幼児期の教育と保育の一体的な提供と推進に関する方針

こどもの心身の健やかな成長を支えるため、幼稚園機能と保育園機能を併せ持った幼保連携型施設として、幼児期の発達段階に応じた教育と保育を一体的に提供するとともに、包括的な支援を行うことを推進していきます。また、保育教諭がお互いの教育・保育内容を共通理解しながら専門性の向上を図ることができるよう、研修実施を推進していきます。

#### (3) 幼稚園と保育園及び小学校の連携に関する方針

こども達に関わる大人が立場を越えて連携し、架け橋期(義務教育開始前後の 5 歳児から小学校 1 年生の 2 年間)にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人ひとりの多様性に配慮した上で全てのこどもに学びや生活の基盤を育むことを目指し、架け橋プログラムに取り組んでいます。

園児児童の交流だけでなく、園小の教員による授業づくり、小学校教員による保育体験等を通じた人的交流、幼児期の遊びの体験を踏まえた生活科等のカリキュラム作成により、保育・教育課程をつなぎ、こどもたちの主体性を育む保育・教育を行っています。

## 4 地域子育て支援事業

### (1) 利用者支援事業

#### <事業の概要>

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健、医療及び福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供及び助言等必要な支援を行う事業です。基本型、特定型があります。

#### <確保方策の考え方>

◇利用者支援事業の基本型を子育て支援センターで実施し、より充実したワンストップ総合相談として、個別ニーズの把握や利用者の立場に立った総合的な利用者支援を行っていきます。

◇今後は、こども家庭センター型での実施についても検討します。

#### 第3期計画における確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策 (か所)	基本型	1	1	1	1	1
	特定型	0	0	0	0	0

### (2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

#### <事業の概要>

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

#### <確保方策の考え方>

◇現在は、和気子育て支援センター、佐伯子育て支援センターの2か所で実施しています。

◇今後は、地域に関係なく気軽に事業を利用できるよう、センター以外での事業も展開します。

#### 第2期計画の実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 見込み
実施か所数（か所）	2	2	2	2	2

#### 第3期計画における量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ利用回数 (組/月)	497	502	508	514	520
確保方策	実施か所数 (か所)	2	2	2	2	2

### (3) 妊婦健康診査

#### <事業の概要>

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

#### <確保方策の考え方>

◇妊婦の健康を保持するため、妊婦健診の必要性について周知するとともに、安心して継続的に妊婦健診を受診できるよう、妊婦健診にかかる費用助成を行います。

#### 第2期計画の実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 見込み
①量の見込み（人／年）	50	43	42	42	35
②確保方策（人／年）	50	43	42	42	35

※令和6年度は11月分までは実績

#### 第3期計画における量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人／年）	45	45	48	48	50
②確保方策（人／年）	45	45	48	48	50

#### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

##### <事業の概要>

赤ちゃんの生まれたすべての家庭を生後2か月までに訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

##### <確保方策の考え方>

◇保健師が訪問し、安心して育児ができるよう、子育てに関する情報提供や養育環境の把握、助言等を行います。

##### 第2期計画の実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 見込み
訪問件数(件)	—	51	40	44	40

##### 第3期計画における量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人/年)		45	47	47	50	50
②確保方策	対象者数(人/年)	45	47	47	50	50
	実施体制(人)	3	3	3	3	3

#### (5) 養育支援訪問事業、こどもを守る地域ネットワーク機能強化事業

##### <事業の概要>

養育支援が特に必要な家庭の居宅を訪問し、養育に関する専門的な指導・助言等を行うことで、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

##### <確保方策の考え方>

◇支援が必要な家庭の把握及び適切な養育環境確保のための助言等を行うため、関係機関とも連携を図り実施します。

##### 第2期計画の実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者数(人/年)	0	0	0	0	0
実施体制(人/年)	2	2	2	2	2

##### 第3期計画における量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人/年)		2	2	2	2	2
②確保方策	対象者数(人/年)	2	2	2	2	2
	実施体制(人)	2	2	2	2	2



## (6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

### <事業の概要>

保護者の疾病その他の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う事業です。

### <確保方策の考え方>

- ◇事業の実施は、2歳未満は乳児院・2歳以上は児童養護施設と各1施設ずつ委託して行います。
- ◇里親への委託を検討し、事業利用中も地域とのつながりが継続できるよう取り組みます。

### 第3期計画における量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	利用件数 (件)	2	2	2	2	2
確保方策	利用人数 (人)	2	2	2	2	2

## (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

### <事業の概要>

乳幼児や小学生の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と援助を行うことを希望する者（協力会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

### <確保方策の考え方>

- ◇ファミリー・サポート・センター事業は実施されていません。

## (8) 一時預かり事業・乳児等通園支援事業

### <事業の概要>

一時預かり事業とは、保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、認定こども園で一時的に預かる事業です。

乳児等通園支援事業とは、保護者の就労要件を問わず、園に在籍していない満0歳6か月から満3歳未満の乳幼児を時間単位で認定こども園で預かる事業です。

### <確保方策の考え方>

◇現在、認定こども園の1号認定児童を対象とした預かり保育は3園すべての認定こども園で実施しています。また、一時預かり及び乳幼児等通園支援は2か所で実施しています。

◇今後も、預かり保育と一時預かり、及び乳幼児等通園支援の体制を現状維持するとともに、利用ニーズに即した人員の確保に努めます。

### 第2期計画の実績（一時預かり）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所数（か所）	1	1	1	1	2

### 第3期計画における量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込	上記以外の延べ利用日数 一時預かり 乳児等通園支援 (人日/年)	90	85	80	75	70
	確保方策 実施か所数 (か所)	預かり保育	3	3	3	3
一時預かり 乳児等通園支援		2	2	2	2	2

## (9) 延長保育事業

### <事業の概要>

2・3号認定（保育利用）を受けたこどもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育を実施する事業です。

### <確保方策の考え方>

◇現在、すべての認定こども園で実施しています。

◇今後も現在の体制を維持していきます。

### 第2期計画の実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 見込み
実利用者数（人/年）	45	66	59	56	48
延べ利用回数（人回/年）	319	956	447	877	766
実施か所数（か所）	3	3	3	3	3

### 第3期計画における量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	実利用者数 （人/年）	58	54	49	47	44
確保方策	実利用者数 （人/年）	58	54	49	47	44
	実施か所数 （か所）	3	3	3	3	3

## (10) 病児保育事業

### <事業の概要>

保護者が就労している場合等において、病気又は病気の回復期にあり、集団保育が困難な子どもを一時的に保育する事業です。

### <確保方策の考え方>

◇岡山県病児保育事業実施施設相互利用に関する協定を結び、実施しています。

◇今後は、現状の体制を維持しながら、供給体制の維持に努め、協議を進めていきます。

### 第2期計画の実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 見込み
延べ利用日数(人日/年)	5	6	0	0	3

### 第3期計画における量の見込み

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ利用日数 (人日/年)	5	5	5	5	5
確保方策	実施箇所 (県内相互利用 対象施設数)	20	20	20	20	20

## (11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

### <事業の概要>

保護者が就労等により放課後帰宅しても家庭にいない児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中に実施します。

### <確保方策の考え方>

- ◇町内4か所で事業（支援単位数：5つ）を実施していますが、利用者数は増加傾向にあります。
- ◇引き続き、今後の利用児童数の増減を注視し、ニーズ量に合った供給体制の確保に努めます。

### 第2期計画の実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 見込み
利用者数（人/年）	159	153	131	155	169
1年生～3年生（低学年）	122	123	95	117	121
4年生～6年生（高学年）	37	30	36	38	48
実施か所数※支援数（支援）	4(5)	4(5)	4(5)	4(5)	4(5)

### 第3期計画における量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	利用者数 （人/年）	226	217	208	194	177
確保方策	利用者数（定員） （人）	226	217	208	194	177
	実施か所数 （か所）	4	4	4	4	4
	支援単位数 （単位）	5	5	5	5	5

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

### <事業の概要>

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき副食材料費、日用品及び文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

### <確保方策の考え方>

◇現在、事業実施はしていませんが今後検討します。

## (13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

### <事業の概要>

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入を促進する事業です。待機児童解消加速化プランに基づく保育の受け皿の確保、民間事業者の参入を促進し、多様な事業者の能力活用を図ります。

### <確保方策の考え方>

◇現在、事業実施はしていませんが今後検討します。

## (14) 妊婦等包括相談支援事業

### <事業の概要>

主に妊婦とその配偶者に対して、面談等により情報提供や相談等を行う事業です。

### <確保方策の考え方>

◇妊娠届出数の推移を需要見込みとしています。妊産期相談支援事業の従事者（助産師、保健師等）訪問指導員やすこやか福祉センター職員が、面接等を行います。

### 第3期計画における量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人／年）		40	38	37	34	34
②確保方策	対象者数（人／年）	40	38	37	34	34
	延べ面接回数（回）	120	114	111	102	102

## (15) 産後ケア事業

### <事業の概要>

出産後 1 年以内の赤ちゃんとお母さんに対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援を行う事業です。

### <確保方策の考え方>

妊婦さんが利用しやすいよう、産後ケア事業を実施している医療機関と契約を結び、量の確保に努めます。

### 第 3 期計画における量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	実利用者数 (人日/年)	20	20	20	20	20
	実施か所数 (か所)	14	15	15	15	15
②確保方策	実利用者数 (人日/年)	20	20	20	20	20
	実施か所数 (か所)	14	15	15	15	15





# 資料編



# 1 和気町子ども・子育て会議条例

---

## 和気町子ども・子育て会議条例

平成30年6月18日  
条例第16号

### (設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、和気町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) その他町長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業等に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 地域において子育て支援等を行う者
- (5) 関係団体その他各種団体の関係者
- (6) その他町長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対して資料の提出を求めること

ができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償に関しては、和気町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年和気町条例第42号)の定めるところによる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、こどもまんなか支援室並びに教育委員会において共同処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 和気町子ども・子育て会議委員名簿

区 分	氏 名	所 属 等	摘 要
子ども・子育て支援に関する学識経験者	中道 美鶴	臨床心理士・公認心理師	会長
子ども・子育て支援の関係団体に属する者	藤原 加恵	東備地域生活支援センター	
	杉本 洋子	ママほっとサロン代表	
こどもの保護者	梅村 久美		
	松下 祐樹		
	丸山 明日香		
関係団体その他各種団体の関係者	川上 弘美	主任児童委員代表	副会長
学校関係	周藤 安代	にこにこ園長代表	
	羽原 敬一	小学校長代表	
	國定 智子	中学校長代表	
その他町長が必要と認める者	新田 憲一	教育委員会 次長	
	松田 明久	こどもまんなか支援室 室長	



---

# 和気町こども計画

令和7（2025）年度～令和11（2029）年度

令和7（2025）年3月  
和気町 こどもまんなか支援室

〒709-0495 岡山県和気郡和気町尺所 555 番地  
TEL 0869-93-4550

---